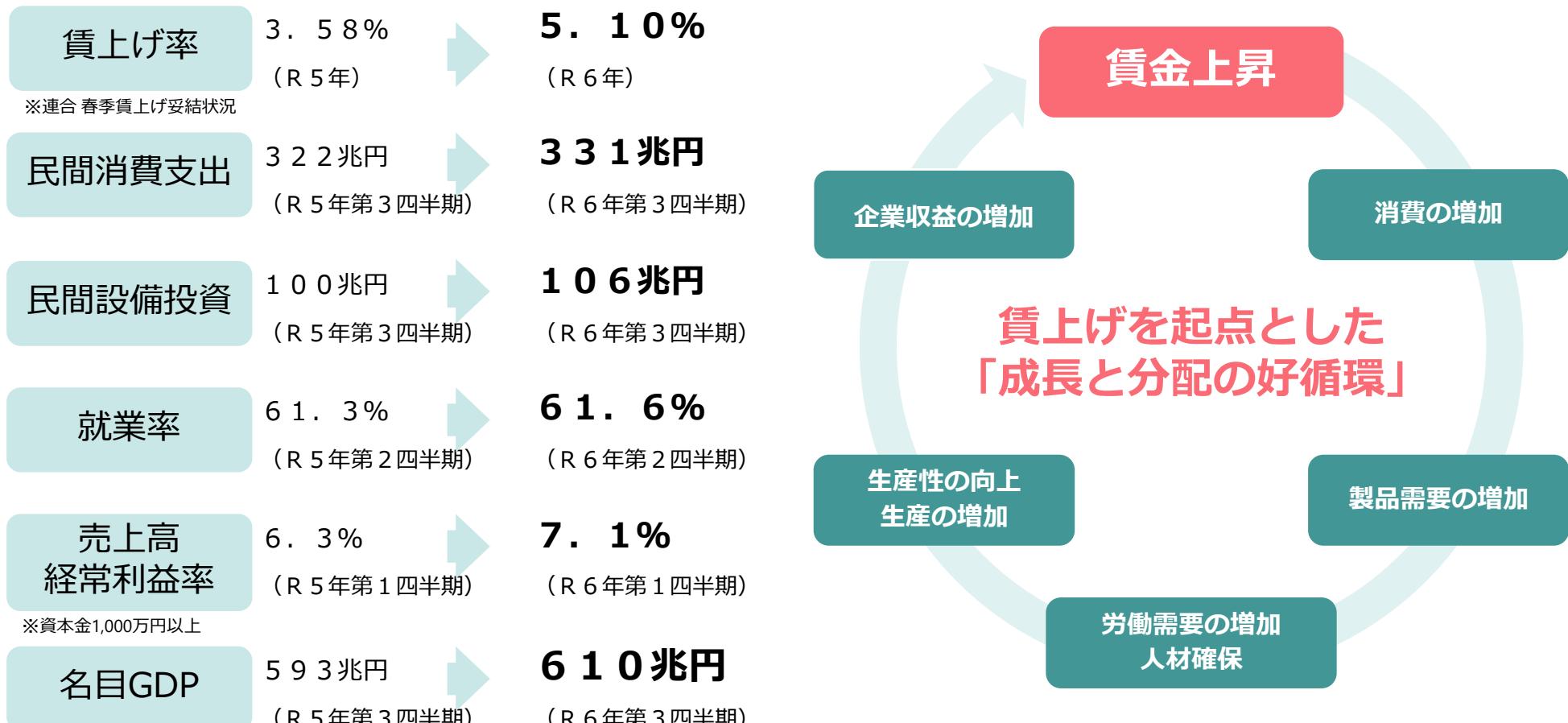


地方版政労使会議 熊本労働局配布資料

令和7年1月15日

賃上げを起点とした「成長と分配の好循環」

- 賃上げは、家計の所得増加による消費の拡大を通じて、企業収益を増加させるとともに、必要な人材を適切に確保し、企業の生産性を向上させ、更なる賃上げや持続的な成長を生むという好循環をもたらす。
- 約30年ぶりの賃上げ水準の中で、製品需要の増加や企業収益・価格転嫁の改善、就業者数の増加など、賃金上昇と経済成長の好循環が動き出しつつあり、このモメンタムを維持していくことが重要。



令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋①

(1) 最低賃金の引上げ

- 2024年度の改定後の最低賃金額は全国加重平均で1,055円、引上げ幅51円は2021年以降連続して過去最高額となった。適切な価格転嫁と生産性向上支援によって、最低賃金の引上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する。このため、最低賃金の今後の中期的引上げ方針について、早急に政労使の意見交換を開催し、議論を開始する。2025年の春季労使交渉に向けた意見交換も行う。
- 今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。
- 中小企業の業務改善や設備投資に対する支援を充実する。中小企業が最低賃金引上げ等の事業環境変化への対応を円滑に実施できるよう、相談体制を拡充する。令和6年度税制改正において改正した賃上げ促進税制について、制度詳細の周知広報を徹底する。
- こうした取組を含め、持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進、省力化・デジタル化投資の促進、人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備、中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援といった施策を総動員する。

施策例

- 最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- 令和6年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

(3) 省力化・デジタル化投資の促進

- 中小企業生産性革命推進事業を更に充実する。
- 人手不足が深刻化する中、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入に加え、業務に応じたソフトウェアの簡易な選択及び導入を支援する。その際、生産現場のみならず、会計事務等を効率化するためのIT化も支援するとともに、導入後のサポート支援も行う。
- 事業者それぞれの業務に応じたオーダーメイド型の省力化投資を支援する。
- 人手不足感の強い業種について、各事業所管省庁が、それらの業種に属する事業者の省力化投資を促進するための具体的プランを早急に策定する。
- 地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合についても支援を行う。
- 地域への産業立地を推進するため、地域未来投資促進法14等を活用した設備投資や産業用地確保を促進する。

施策例

- 中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- 製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）
- 地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- 地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋②

(2) 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

- 中小企業が賃上げの原資を確保するためには、政府が価格転嫁を後押しすることが鍵となる。価格転嫁は、発注者にとって欠かせないビジネスパートナーである受注者の経営基盤の強化、サプライチェーン全体の持続可能性の確保に資する。政府は、これまで、全国330名の下請Gメンを通じた取引実態の調査、価格交渉促進月間（毎年3月・9月）における交渉・転嫁の要請等を行ってきた。2023年11月には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、周知徹底を進めてきている。その結果、価格交渉が行われたケースが増加するなど、一定の成果は上がっているものの、物価高が継続する中、中小企業の賃上げを後押しするため、これらの取組を一層強化する。
- 下請Gメンに加え、新たに「下請かけこみ寺」の調査員との連携により、中小企業の取引実態に関する情報収集体制を強化し、問題ある発注事業者の情報を追加的に収集する。取引適正化に向けた取組に当該情報を活用するとともに、事業所管省庁と連携する形で、公正取引委員会の下請法の執行強化に向けた体制を整備する。発注側の大企業と受注側の中小企業は共存共栄の関係にあることを踏まえ、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組を徹底するため、2024年末までに、所管省庁において、業界団体と連携し、指針の遵守状況についての実態調査及びその結果に基づく改善措置を完了させる。取引適正化に係る公正取引委員会の取組について、メッセージ性のあるショート動画を作成し、SNSの広告媒体における配信等を通じて周知する。
- 新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。
- 約束手形・電子記録債権等6の支払サイトの短縮・現金払い化、2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。2024年11月に、手形サイト短縮に係る指導基準の見直しを行ったところであり、これと約束手形の現金払い化・利用の廃止を合わせ、幅広い業界団体への周知徹底を行う。受注者に資金繰り負担をしわ寄せする約束手形等による支払いについて、下請法での取扱いを検討し、結論を得る。
- 国等又は地方公共団体の官公需においても、入札制度の適切な運用により、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁され、賃上げ原資の確保につながることが必要である。2024年内を目途に、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について、各制度の趣旨に則った対応を徹底するとともに、それらの運用実態を調査し、運用改善について検討を行う。少額随意契約制度についても、長期間上限価格が改定されていないことを踏まえ、同年内を目途に、運用実態を調査し、その在り方を検討する。
- 建設業・物流業の持続的成長、業界における価格転嫁の円滑化及び賃上げ原資の確保に向け、第三次・担い手3法・改正物流法を着実に施行し、その内容の周知広報を徹底する。重層下請構造の適正化に向けた実態調査、適正な見積りの普及、建設Gメンやトラック・物流Gメンを活用した事業者間の取引に係る調査・改善指導を強化することによって、取引適正化やそれらの業界の労働者の待遇改善を進める。自動車整備業における賃金状況の実態調査を行う。警備業について、2024年8月に改定された業界の自主行動計画を踏まえ、民民の取引及び官公需において、労務費を含めた適切な価格転嫁を進める。
- クリエイターが安心して持続的に働くよう、取引慣行を是正していくため、音楽・放送分野について、公正取引委員会の実態調査を2024年内に完了し、その結果を踏まえ、実演家と事務所との間の契約を適正化する観点から指針を作成する。映画・アニメ分野について、2025年にクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。国内映像制作等に関する事業者向け支援については、労働基準法の準拠等を定めるガイドラインに沿って対応を行う事業者を優先的に支援することによって、現場における環境改善を促進する。クリエイターの作品が適法かつ円滑に利用され、適正な対価還元が促進されるよう、オンライン上の権利情報集約・情報検索を可能とする分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築を行う。

施策例

- 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- 建設産業・不動産業の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）
- 物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- 分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- 放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）等

令和6年度総合経済対策 賃上げ環境の整備抜粋③

(4) 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働く環境の整備

- 改正雇用保険法によるリ・スキリング支援策について周知広報を行い、デジタル分野等を含め、就職氷河期世代を始めとする全世代のリ・スキリングを支援する。団体等検定の合格に向けた講座を教育訓練給付の対象講座に加え、人手不足分野を中心として、業界内における検定合格者の適切な評価と待遇改善につなげる。技能者の育成、技能継承の取組を推進する。産官学連携によるリカレント教育プログラムの実施を支援する。
- ジョブ型人事の導入を促進するため、多様な導入企業の事例が詳細に掲載された「ジョブ型人事指針」の周知・普及に取り組む。
- ハローワーク職員のキャリアコンサルタントの資格取得を促進するとともに、民間のキャリアコンサルタントの協力を得て、転職やキャリアアップに向けた相談支援を充実する。キャリアコンサルタントが労働者に指導・助言を行う際の参考として、民間の求人情報について、2024年度内に、ニーズの高い職種等の求人動向や賃金水準の情報提供を開始する。2025年度以降、職種・地域の拡大やハローワークの保有情報との集約を進める。レビキャリを活用し、経営人材としての大企業人材と地域の中堅・中小企業のマッチングを促進する。
- 人手不足への対応が急務となる中、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働く時間を延長することができる環境づくりを後押しする。「年収の壁・支援強化パッケージ」について、申請書類の簡素化、審査の迅速化、年収の壁突破・総合相談窓口におけるワンストップ相談体制の整備によって、新たに社会保険の対象となる短時間労働者をきめ細かく支援すること併せて、制度の見直しに取り組む。
- 働き方に中立的な年金制度を構築し、被用者にふさわしい年金給付を実現するため、従業員数50人超とされている企業規模要件の撤廃、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消による被用者保険の適用拡大等について、2024年内に結論を得る。
- 非正規雇用労働者について、希望者の正社員転換や待遇改善を支援するため、キャリアアップ助成金の活用、都道府県労働局・労働基準監督署の連携による同一労働同一賃金の遵守徹底を進める。
- 改正育児・介護休業法による子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、育児・介護に直面した労働者に対する両立支援制度の個別周知・意向確認等の履行徹底に取り組む。労働者の希望に応じた育児休業の取得に向けた環境整備に取り組む中小企業への支援を拡充する。生活時間・睡眠時間を確保する勤務間インターバル制度、テレワーク、選択的週休3日制、「多様な正社員」制度の導入企業の拡大に取り組む。
- 自爆営業に関する言動について、2024年度内に、違法行為・パワーハラスメントに該当し得る類型・例を明確に示す。副業・兼業については、これまでの周知の取組に加え、2024年度内に、副業・兼業に係る競業避止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護と両立する形での副業・兼業を円滑化する。フリーランス・ギグワーカーに対する一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態について、2024年度内に調査を行う。36協定の内容が各事業場で異なる場合について、2024年度内に、オンラインによる本社の一括届出を可能とする。会社分割時における会社から労働者・労働組合への通知や労働者からの異議申立てについて、2024年度内に、電子化に向けた検討を行う。
- 足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた医療・介護・障害福祉分野の職員の待遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとし、職員の負担軽減・業務効率化、テクノロジー・ICT機器の活用、経営の協働化、訪問介護の提供体制の確保、障害者就労施設の経営改善といった取組を支援する。
- 公務員の給与・待遇については、人事院勧告を踏まえ、適切に対応する。

施策例

- 雇用保険法に基づくリ・スキリング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- 訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- リカレント教育エコシステム構築支援事業（文部科学省）
- 地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- 育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- 勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- テレワーク普及促進対策（厚生労働省）
- 「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- 「自爆営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 36協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）等

令和6年度総合経済対策 貸上げ環境の整備抜粋④

（5）中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

- 貸上げを行う中小企業は増加している一方で、それらには、業績改善がみられない中の「防衛的貸上げ」が行われているケースも含まれている。貸上げを更に普及・拡大するためには、中小企業が稼ぐ力を強化し、その原資を確保できるよう支援することが必要である。
 - M & A 及び事業承継の環境整備に取り組む。中小企業が安心してM & A に取り組むことができるよう、2024年8月に改訂した「中小M & Aガイドライン」を周知徹底し、M & A のトラブルについて注意喚起を行う。M & A 成立後の成長に向けた円滑なP M I の取組を定着させるため、「中小P M I ガイドライン」及び「P M I 実践ツール」を周知する。M & A 成立後の成長に向け、当該M & A 実施企業が行う設備投資やP M I を支援する。複数回のM & A によるグループ化を後押しするため、中堅・中小グループ化税制等の活用を促進する。事業承継税制の特例措置について、2024年内を目途に、役員就任要件の見直しを検討する33。事業承継・引継ぎ支援センターによる中小企業・小規模事業者の事業承継支援を強化する。
 - 中小企業の資金調達の円滑化と金融規律の更なる強化を図りながら、その経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。中小企業に対する民間金融機関のプロパー融資を促進するため、当該中小企業に対し、その民間金融機関が行う信用保証付融資に係る保証料を引き下げる、協調支援型の信用保証制度を新設する。経営改善・事業再生に取り組む事業者の資金繰りを後押しする信用保証制度を新設する。成長する中小企業に対しても、資本性劣後ローンの利用を促進する。中小企業活性化協議会による再生計画策定の支援等を通じ、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援する。
 - 経営者の判断により早期の事業再構築を進めることができるよう、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案について、早期に国会に提出することを目指す。
 - 売上高100億円超の中小企業を創出し、また、その候補となる中小企業の生産性向上を促すため、それらの事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。売上高100億円超を目指す中小企業に対し、官民ファンドからのリスクマネー供給及びハンズオン支援を行うとともに、その設備投資に対する支援策を検討する。国際協力銀行（J B I C）を通じて、成長力に資する国内の中堅・中小企業の海外展開について、地域金融機関とともに支援する。
 - 中小企業の生産性向上と成長を加速するため、地域の金融機関、I Tベンダー、コンサルタント等の支援機関と連携するI T導入・活用支援の更なる充実、全国43の地域D X推進ラボとよろず支援拠点の連携強化を通じて、全国的にD X支援の裾野を拡大する。
- 小規模事業者の持続的発展に向け、2024年度内を目途に、商工会・商工会議所の広域連携の促進を含め、小規模企業振興基本計画を見直す。

施策例

- ・ 事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- ・ 中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- ・ 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- ・ 民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- ・ 経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- ・ 事業再構築法制の整備（経済産業省）【制度】
- ・ 売上100億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- ・ 売上100億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- ・ 国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- ・ 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- ・ 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- ・ 小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】等

令和6年度総合経済対策における賃上げ支援関係施策

1. 最低賃金の引上げ

- 最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）
- 令和6年度税制改正で拡充した賃上げ促進税制の活用促進（経済産業省）

2. 持続的・構造的賃上げに向けた価格転嫁等の取引適正化の推進

- 中小企業取引対策事業（経済産業省）
- 価格転嫁円滑化の取組に関する調査（公正取引委員会）
- 価格転嫁対策等の広報強化（公正取引委員会）
- 下請法改正の検討（公正取引委員会）【制度】
- 近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施（国土交通省）
- 建設産業・不動産業の生産性向上のための市場環境整備等（国土交通省）
- 物流の革新と持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進（国土交通省）
- 自動車整備業の人材確保に必要な賃上げ等調査事業（国土交通省）
- クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査（公正取引委員会）
- クリエイター事業者支援事業（事業化・海外展開推進）（経済産業省）
- 分野横断権利情報検索システム及び個人クリエイター等権利情報登録システムの構築事業（文部科学省）
- 放送コンテンツ等のネット配信の促進に関する調査研究（総務省）等

3. 省力化・デジタル化投資の促進

- 中小企業の成長投資・生産性向上投資・省力化投資等の一体的な支援（経済産業省）
- 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（経済産業省）
- 製造業・サービス業の人手不足解消に資するロボット開発環境の構築（経済産業省）
- 地域未来投資促進法等を活用した土地利用転換手続の迅速化（経済産業省、国土交通省）【その他】
- 地域未来投資促進税制の活用促進（経済産業省）【その他】等

4. 人への投資の促進及び多様な人材が安心して働ける環境の整備

- 雇用保険法に基づきスクリーニング支援策のハローワーク、ハローワークインターネットサービス等を通じた周知広報等（厚生労働省）【その他】
- 訓練ニーズの変化等を踏まえた教育訓練給付の指定講座の拡大（厚生労働省）【制度】
- リカレント教育工コシステム構築支援事業（文部科学省）
- 地域金融機関取引事業者支援高度化事業（金融庁）
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」の着実な実行と年金制度等の見直し（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 非正規雇用労働者の待遇改善に向けた取組（厚生労働省）【その他】
- 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度等の活用促進等（厚生労働省）【その他】
- 育児休業取得に向けた環境整備を支援する「両立支援等助成金」の拡充（厚生労働省）
- 勤務間インターバル制度の導入促進（厚生労働省）【その他】
- テレワーク普及促進対策（厚生労働省）
- 「多様な正社員」制度導入支援等事業（厚生労働省）【その他】
- 「自爆営業」の根絶（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 副業・兼業の円滑化（内閣府、厚生労働省）【制度】
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の着実な執行（公正取引委員会、厚生労働省、経済産業省）【制度】
- フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 36協定の本社一括届出の対象の拡大（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃（内閣府、厚生労働省）【制度】
- 人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（厚生労働省）
- 介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（厚生労働省）
- 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（こども家庭庁、厚生労働省）等

5. 中堅・中小企業の経営基盤の強化・成長の支援

- 事業承継税制の特例措置における役員就任要件等の見直しの検討（経済産業省）【税制】
- 中小企業活性化・事業承継総合支援（経済産業省）
- 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の促進（経済産業省）
- 民間金融機関のプロパー融資を引き出す新たな保証制度（経済産業省）
- 経営改善サポート保証制度（経営改善・再生支援強化型）（経済産業省）
- 日本政策金融公庫等による資金繰り支援（内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省）
- 事業再構築法の整備（経済産業省）【制度】
- 売上100億超への成長を目指す中小企業へのファンド出資（経済産業省）
- 売上100億超への成長を目指す中小企業への設備投資支援（経済産業省）
- 国際協力銀行（J B I C）による地方創生に資する中堅・中小企業向け金融支援（財務省）
- 生活衛生関係営業物価高騰等対応・経営支援事業（厚生労働省）
- 事業環境変化対応型支援事業（経済産業省）＜再掲＞
- 小規模企業振興基本計画の変更（経済産業省）【その他】等

參考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考資料

- 厚生労働省における賃金引上げに向けた取組について
 - 経済対策概要
 - 厚生労働省における取組
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

総合経済対策 (2024年11月22日閣議決定) における賃上げのための政府の取組

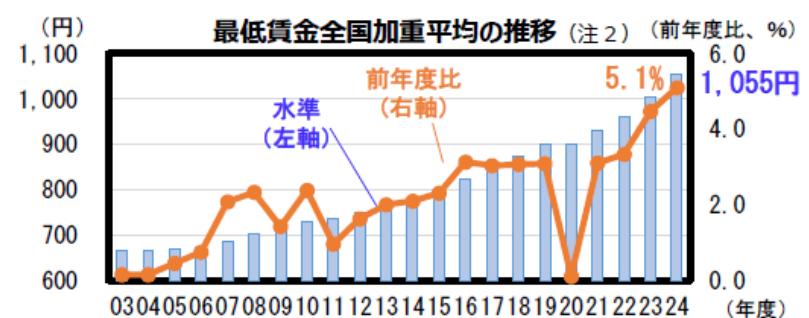
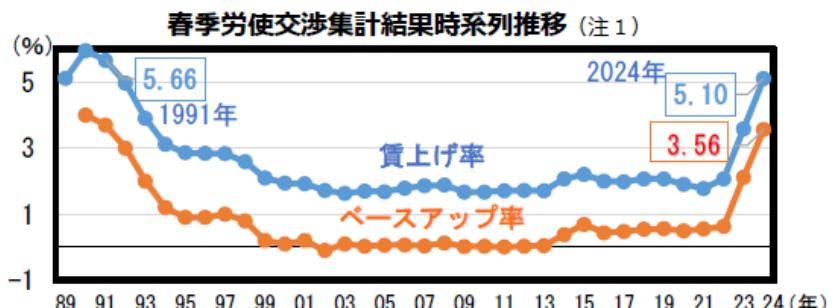
資料1

- 物価上昇を上回る賃金上昇を全国的に幅広く普及・定着させる。
- 価格転嫁の円滑化や省力化等の環境整備や経営基盤の強化・成長に向けた支援を充実。

経済対策概要

現状

- 春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの高水準。
- 2024年度の改定後の最賃は全国平均で1,055円。



取組例

価格転嫁等の取引適正化の推進

- 下請法改正の検討
- 下請法の執行強化
- 労務費指針遵守状況の実態調査・改善措置を年末までに完了 等

省力化・デジタル化投資による生産性向上

- 中小企業生産性革命推進事業 (設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援) の更なる充実
- カタログ式に加え、オーダーメイド型の省力化投資の支援
- 中小企業のソフトウェア導入・会計事務IT化の支援
- 中堅・中小企業に対する拠点新設・大型設備投資の支援
- 業務改善助成金・賃上げ税制を通じた賃上げ・生産性向上支援
- 物流・交通、建設、観光、保育、医療・介護・障害福祉等の分野での生産性向上支援 等

人材・経営の基盤整備

- 三位一体の労働市場改革 (リスキリング、ジョブ型人事、労働移動円滑化)
- 事業承継・M&Aの支援 等

物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着

2020年代に最賃の全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続

注1：連合「春季生活闘争回答集計結果」より作成。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

施策名：最低賃金の引上げに向けた環境整備を支援する業務改善助成金

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

③ 施策の概要

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【助成対象】

- ・中小企業事業者であること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること

【助成率】()内は生産性要件を満たした事業場の場合

900円未満	900円以上950円未満	950円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【実施主体等】



【助成上限額】(カッコ内は事業場規模30人未満の事業者) (単位: 万円)

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2~3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4~6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上(※)	120(130)	180	300	600

※ 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生産性向上に向けた設備投資などの費用を助成し、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備することで、持続的賃上げの実現を図る。

キャリアアップ助成金

雇用環境・均等局 有期・短時間労働課（内線5268）
職業安定局 障害者雇用対策課（内線5868）

令和6年度当初予算額 1,106億円 (829億円)

※()内は前年度当初予算額

令和5年度実績：65,598件、

※令和5年度補正予算額 制度要求

令和5年度執行額：521.9億円

労働保険特別会計		一般会計
労災	雇用	徴収
○		

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」）といつたいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

正社員化
支援

コース名／コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（※）

※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➤ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

待遇改善
支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

年収の壁・
支援強化
パッケージ

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

社会保険適用時待遇改善コース

短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ、労働時間の延長等を実施

※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等

※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等

支給額（1人当たり）

①有期→正規： 80万円 (60万円) (※)

②無期→正規： 40万円 (30万円) (※)

※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額

➤ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。

①有期→正規： 90万円 (67.5万円)

②有期→無期： 45万円 (33万円)

③無期→正規： 45万円 (33万円)

①3%以上5%未満： 5万円 (3.3万円)

②5%以上： 6.5万円 (4.3万円)

1事業所当たり 60万円 (45万円)

1事業所当たり 40万円 (30万円)

(1)手当等支給メニュー 50万円 (37.5万円) (※1)

(2)労働時間延長メニュー 30万円 (22.5万円)

※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額

※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円

加算措置／加算額（1人当たり）

正社員化コース

■母子家庭の母等又は父子家庭の父

① 9.5万円

② 4.75万円

■人材開発支援助成金の

特定の訓練修了後に正社員転換

① 9.5万円

② 4.75万円

■自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換

① 11万円

② 5.5万円

賃金規定等改定コース

■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円 (15万円)

賞与・退職金制度導入コース

■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円 (12.6万円)

※()は、大企業の場合の額。

※加算措置要件を満たした場合は、支給額+加算額を助成。

※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、

①120万円(90万円)②③60万円(45万円)となる。



事業主の皆さん

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差は禁止されています

その待遇の違い、説明できますか？

正社員と同じ仕事をしているのに、同じように手当はもらえないの？



短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は当該労働者に説明しなければなりません。

- ・「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- ・待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明が必要です。

■待遇の違いについて再点検してみませんか？

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室等の利用

各種手当

教育訓練

など

[問題となりうる具体的なケース]

●通勤手当が問題となった事業主の例

支給目的：通勤費用の補填

現在の待遇：正社員には実費を支給、
パート従業員は1日あたり定額を支給

待遇差の理由：

パート従業員は近隣からの通勤者が多く、
通勤費用があまりかからないため実際は…遠方からも採用しており、
自己負担している者がいる

●慶弔休暇が問題となった事業主の例

支給目的：仕事から離れて慶弔行事に参加するため

現在の待遇：正社員のみに付与、有期雇用の
契約社員には付与されていない

待遇差の理由：

職務内容が異なるため
(正社員：非定型、契約社員：定型業務)実際は…正社員と同じ週所定労働日数
であり勤務日振替は難しい

X 労働契約に期間の定めがあるか否かによって通勤に要する費用が異なるものではなく、実際に費用負担が生じていることからも正社員と同一の基準での支給が必要

X 付与目的に照らせば、職務内容によって慶弔行事に参加するために労働から離れる機会を設ける趣旨や時間が変わるものではないことから、正社員と同一の基準での付与が必要



うちの事業所は大丈夫…？ 何をすればいいの…？ そんな事業主の方を
「働き方改革推進支援センター」がサポートします！

*詳細は裏面をご確認ください。

働き方改革推進支援センターを 利用してみませんか？

全国47都道府県にあるセンターで、社会保険労務士などの専門家が無料で相談に応じています



来所・電話相談

来所・電話によりご相談を承ります。
(受付時間：原則 平日9:00～17:00)



メール相談

メールでの相談も承ります。



企業へのコンサルティング

専門家が、会社への訪問もしくはオンラインによるコンサルティングを実施しています。



助成金の活用相談

働き方改革推進支援助成金やキャリアアップ助成金※など、働き方改革に関する助成金の相談を承ります。



働き方改革推進支援センター

※コンサルティングの申し込みやセミナーの開催情報などは事業所の所在地の都道府県名をクリックしてご覧ください。

セミナー開催

企業向けのセミナーを随時開催しています。

相談事例紹介



基本給以外にさまざまな手当を支給しているが、明確な基準はない。支給基準を明確にすれば働く意欲がもっと向上すると思うが、何をすればいいか分からない…



その問題一緒に解決しましょう！

各種手当を全て正社員と非正規雇用労働者で同一にする必要はありません。各手当の性質・目的を確認していくことで、その支給基準を明確にし、規定に定め、「見える化」しましょう。

取り組んだ感想

法的知識がないまま、各種手当の見直しに取り組んできたが、間違っていたことも多々あり、どのように見直していくか分からなかった。

今回の支援で法令を遵守しながら待遇の改善ができ、大変心強く、ありがたく思っている。

※キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

例1：賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等^{※1}の基本給の賃金規定等^{※2}を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成。

※1 正社員以外のいわゆる「非正規雇用労働者」のこと。

※2 基本給の額を定めた規定や賃金テーブル、賃金一覧表のこと。

例2：正社員化コース

就業規則または労働協約等に規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化^{※3}した場合に助成。

※3 正社員への転換または直接雇用（派遣労働者の場合）のこと。
多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）への転換、直接雇用も「正社員化」に含まれます。

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	賃金引上げ率 3%以上 5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5,000円
大企業	3万3,000円	4万3,000円

■助成額（労働者1人あたり）

企業規模	正社員化削減率 5%未満	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円	40万円	
大企業	60万円	30万円	

※令和6年3月時点

詳しくは [キャリアアップ助成金](#) [検索](#)

参考資料

- 厚生労働省における賃金引上げに向けた取組について
 - ・ 経済対策概要
 - ・ 厚生労働省における取組
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表した。
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用も促進。

キャリアアップ助成金：社会保険適用時待遇改善コース

短時間労働者が新たに被用者保険の適用となる際に、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、一定期間助成を行うことにより、壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、コースを新設し、複数のメニューを設ける。

社会保険適用時待遇改善コース

- 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成。
- 一事業所当たりの申請人数の上限を撤廃。
- 令和7年度末までに労働者に被用者保険の適用を行った事業主が対象。
- 支給申請に当たり、提出書類の簡素化など事務負担を軽減。

(1) 手当等支給メニュー（手当等により収入を増加させる場合）

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1	1年目 20万円
② 賃金の15%以上分を労働者に追加支給※1するとともに、3年目以降、以下③の取組が行われること	2年目 20万円
③ 賃金の18%以上を増額※2させていること	3年目 10万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・①、②の賃金は標準報酬月額及び標準賞与額、③の賃金は基本給。
- ・1、2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）。3年目は6ヶ月後に支給申請。

※1 一時的な手当（標準報酬月額の算定に考慮されない「社会保険適用促進手当」）による支給も可。

※2 基本給のほか、被用者保険適用時に設けた一時的な手当を恒常的なものとする場合、当該手当を含む。労働時間の延長との組み合わせによる増額も可。また、2年目に前倒して③の取組（賃金の増額の場合のみ）を実施する場合、3回目の支給申請でまとめて助成（30万円）。

(2) 労働時間延長メニュー（労働時間延長を組み合わせる場合）

〈現行の短時間労働者労働時間延長コースの拡充〉

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
① 4時間以上	—	
② 3時間以上 4時間未満	5%以上	
③ 2時間以上 3時間未満	10%以上	
④ 1時間以上 2時間未満	15%以上	30万円

(注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3／4の額。

- ・取組から6ヶ月後に支給申請。
- ・賃金は基本給。

(3) 併用メニュー

1年目に（1）の取組による助成（20万円）を受けた後、2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることが可能。

年収の壁 こんな不安がありませんか？

その1

年末に向けて、年収が106万円を超えないように、働く時間を調整しないといけないな…

その調整必要ですか？働き控えをする前に、一度、社会保険（厚生年金・健康保険）の加入の条件を見てみましょう

社会保険の加入の条件(これらをすべて満たす)



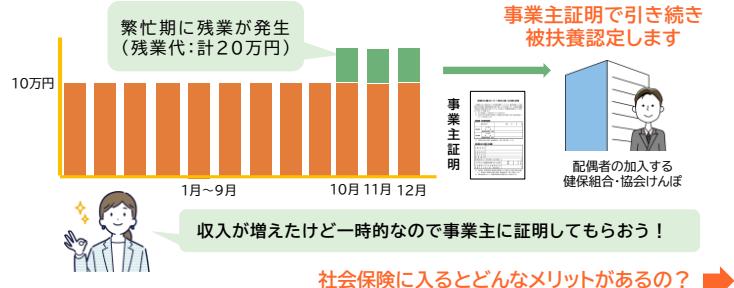
その2

私の場合、年収130万円(※)を超えると扶養から外れてしまうから、働く時間を調整しないといけないな…

※被扶養者の認定は、年間収入(残業代を含む全ての収入)に基づいて行われます。

大丈夫です！収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、連続2回まで引き続き被扶養者認定が可能できます。

例:毎月10万円(年収120万円)で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



社会保険の加入拡大の年金のメリット

厚生年金が上乗せで
保障がさらに充実



年金の3つの保障が充実！



長期加入すると保障が
さらに充実



	厚生年金保険料	増える報酬比例部分の年金額(目安)
20年間加入	月額8,100円	月額8,900円(年額106,800円) ×終身
10年間加入	月額8,100円	月額4,400円(年額52,800円) ×終身
1年間加入	月額8,100円	月額440円(年額5,200円) ×終身

※月収88,000円の場合、年金額(目安)の年額は100円未満は切り捨て

社会保険の加入拡大の医療のメリット

病気・けがや出産で会社
を休んでもより安心



偏病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)
4日目から、最大1年6ヶ月、給料の2/3の金額が受け取れます。

病気またはけがが発生	出勤	休み	休み(支給あり)
	1～3日目(土日休も含む)		4日目以降(土日休も含む)
支給額の例	月額給与98,000円の場合	支給 / 1日あたり 2,180円(非課税)	30日休んだ場合は 58,860円

出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間
給料の2/3の金額が受け取れます。

出産	出産前42日(支給あり)	出産後56日(支給あり)
	休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)	
支給額の例	月額給与98,000円の場合 支給 / 1日あたり 2,180円(非課税)	98日休んだ場合は 213,640円

社会保険加入による変化を計算してみましょう



年収の壁を超えて働く場合、「年収の壁」内で働く場合と比べて給与所得と年金所得の増加が配偶者手当等の減少を大きく上回り、世帯の生涯可処分所得が増加するという試算もあります。

年収の壁突破・総合相談窓口 (フリーダイヤル・無料)

0120-030-045 受付時間 平日 8:30～18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)除く)



厚生労働省
年収の壁

従業員の就業調整にお困りの経営者・人事ご担当の皆さん

キャリアアップ助成金で年収の壁を突破しませんか

- 従業員が年末に就業時間を調整してしまう
- 人材を長期で定着させたい
- こんなお悩みありませんか？



「年収の壁」って何？

従業員51人以上、月額8.8万円以上、週20時間以上の企業で勤務している場合

いわゆる「106万円の壁」。厚生年金、健康保険に加入することで、社会保険料の支払いが発生します。

「就業調整」をなんとかしたい

年末に従業員が就業時間を調整してシフトが組めない



その就業調整は不要です！社会保険の加入の条件は、雇用契約時の所定内賃金で判断し、残業代などは含みません。また、社会保険への加入とともに、従業員の収入を増加させる取り組みをすると、キャリアアップ助成金が受けられます。

キャリアアップ助成金とは？

手取り額を減らさない企業に1人あたり

最大50万円を支援

従業員の収入を増加させる取組（手当の支給や労働時間の延長）を行う企業へ労働者1人当たり最大50万円を支援。社会保険への加入により、人材の定着も期待できます。

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声が届いています》

キャリアアップ助成金(社会保険適用時処遇改善コース)への質問

Q. 助成金はすぐに申請できますか？

A. 「社会保険適用促進手当」等を支給したり、労働時間を延長したりして労働者の収入を増加させる取組を行った後に申請していただきます。まず、従業員と面談を実施し、社会保険制度や加入のメリット※を周知するとともに、働き方の希望を確認してください。取組を開始する前に、取組内容にチェックを入れ、取組予定労働者数を記載した計画を都道府県労働局に提出してください。6ヶ月の取組実施後、支給申請となります。

Q. 助成金の申請には何が必要ですか？

A. 申請書には、①事業所の所在地や雇用保険適用事業所番号等の事業主の情報、②対象となる従業員の標準報酬月額（手当等支給メニュー）や取組前後の延長時間（労働時間延長メニュー）等の従業員の情報を記載してください。主な添付書類は、従業員の雇用契約書と賃金台帳等です。

Q. 周りに聞いても、助成金を活用しているという事業主を知りません。

A. 助成金の開始以降、約1万9000事業所から助成金の計画を受理しています。（令和6年10月現在）※ 従業員向け説明資料や、詳細については右下の厚生労働省ウェブサイトをご参照ください

キャリアアップ助成金を活用した事業主の皆さまの声

飲食業

従業員との丁寧な対話を重ねた上で助成金の活用を行った結果、就業調整をしていた従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながることができた。

東京都 A社

小売業

助成金制度の紹介動画を作成し、各店舗で対象者に面談を実施し、勧奨を行った結果、従業員の労働時間が増加し、人手不足の解消につながった。

大阪府 B社

娯楽業

社会保険加入の勤務形態に転換する従業員に対し、助成金を原資として、一時金を支給。結果、経験豊富な従業員が労働時間を延ばして活躍するようになり、より高い水準での運営が可能となった。

大阪府 C社

卸売業

パート従業員に対し、助成金を活用した社会保険の加入を進めた結果、パート従業員が就業調整を行わなくなり、正社員の時間外労働の大幅な削減ができた。

山形県 D社

助成金を検討される場合は、お気軽に下記の問合せ先までご連絡ください

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。

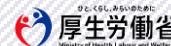
各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先 検索

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日 8:30~18:15
(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)除く)

0120-030-045



厚生労働省
ウェブサイト



参考資料

- 厚生労働省における賃金引上げに向けた取組について
 - ・ 経済対策概要
 - ・ 厚生労働省における取組
- 「年収の壁」を意識せずに働くことが出来る環境づくりに向けた取組について
- 賃上げ調査・分析等について

ひと、くらし、みらいのために



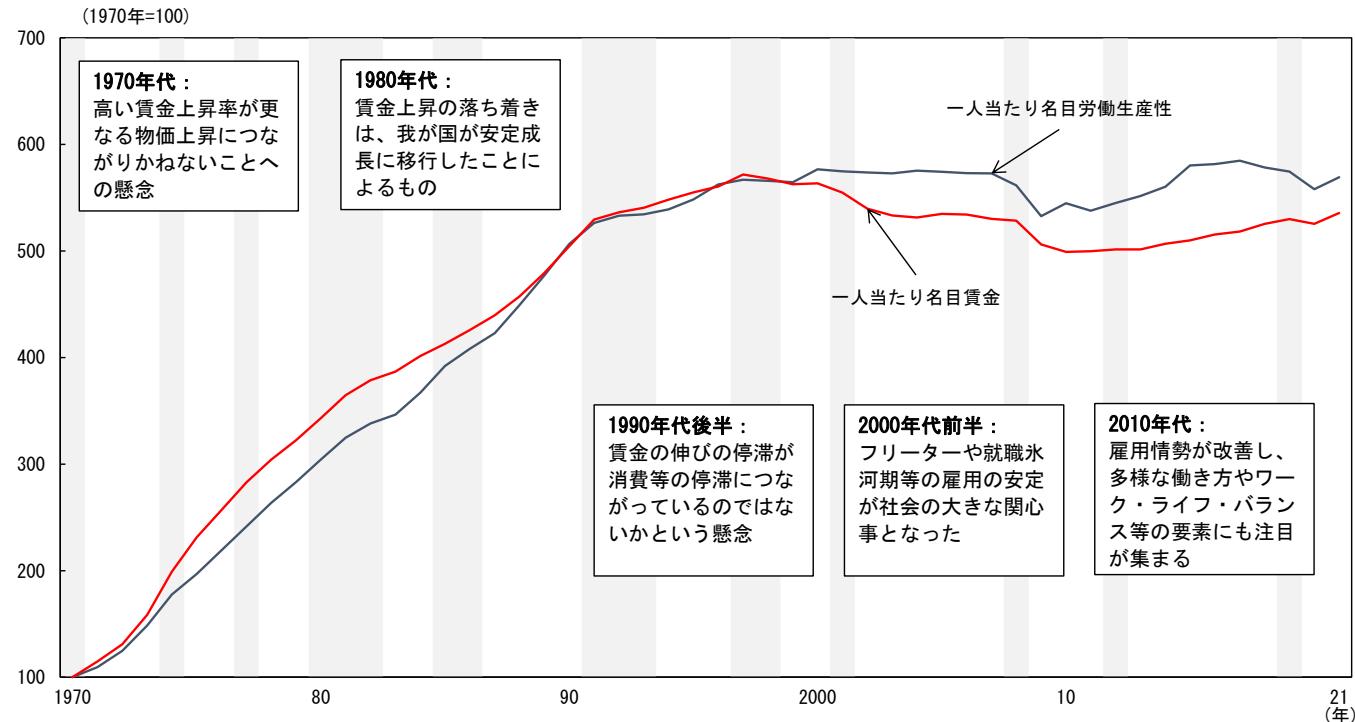
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

賃金は停滞してきた

- 賃金については、1970年からおおむね1990年代前半までは、ほぼ一貫して増加している一方で、1990年代後半以降、それまでの増加トレンドから転換し、減少又は横ばいで推移している。

(※) 1970年代～1990年代前半までは、名目労働生産性と名目賃金がどちらもほぼ一貫して増加しており、両者は極めて強く連動していたが、1990年代後半以降、生産性の上昇ほどは賃金が増加しづらい状況が継続している

一人当たり名目労働生産性・名目賃金の推移と労働経済白書（労働白書）での記述等

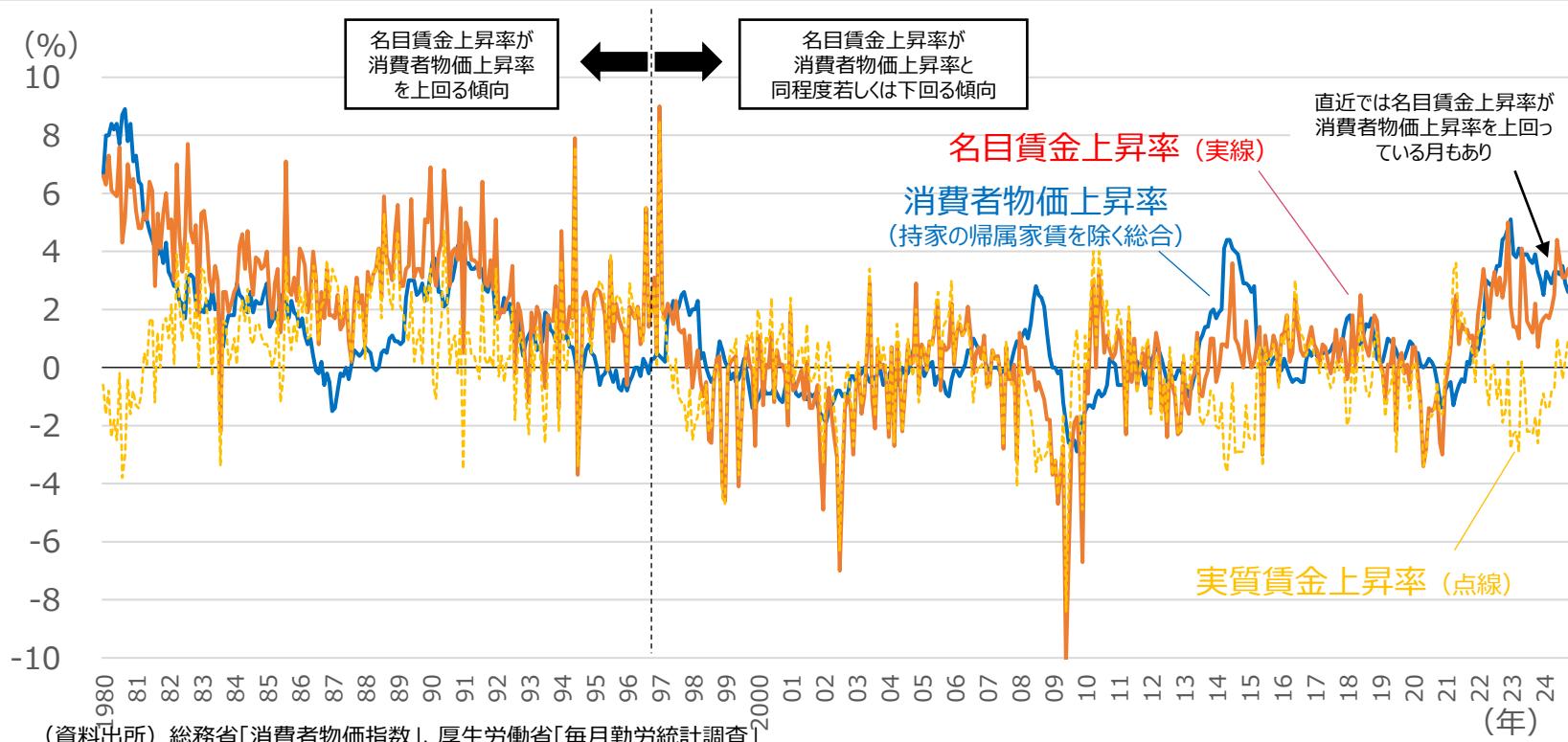


資料出所 内閣府「国民経済計算（平成2年基準（1968SNA）、平成12年基準（1993SNA）、平成27年基準（2008SNA）」をもとに作成。

(注) 一人当たり名目労働生産性は、国内総生産（GDP）を就業者数で除して算出。一人当たり名目賃金は、雇用者報酬（平成2年基準では雇用者所得）を雇用者数で除して算出。

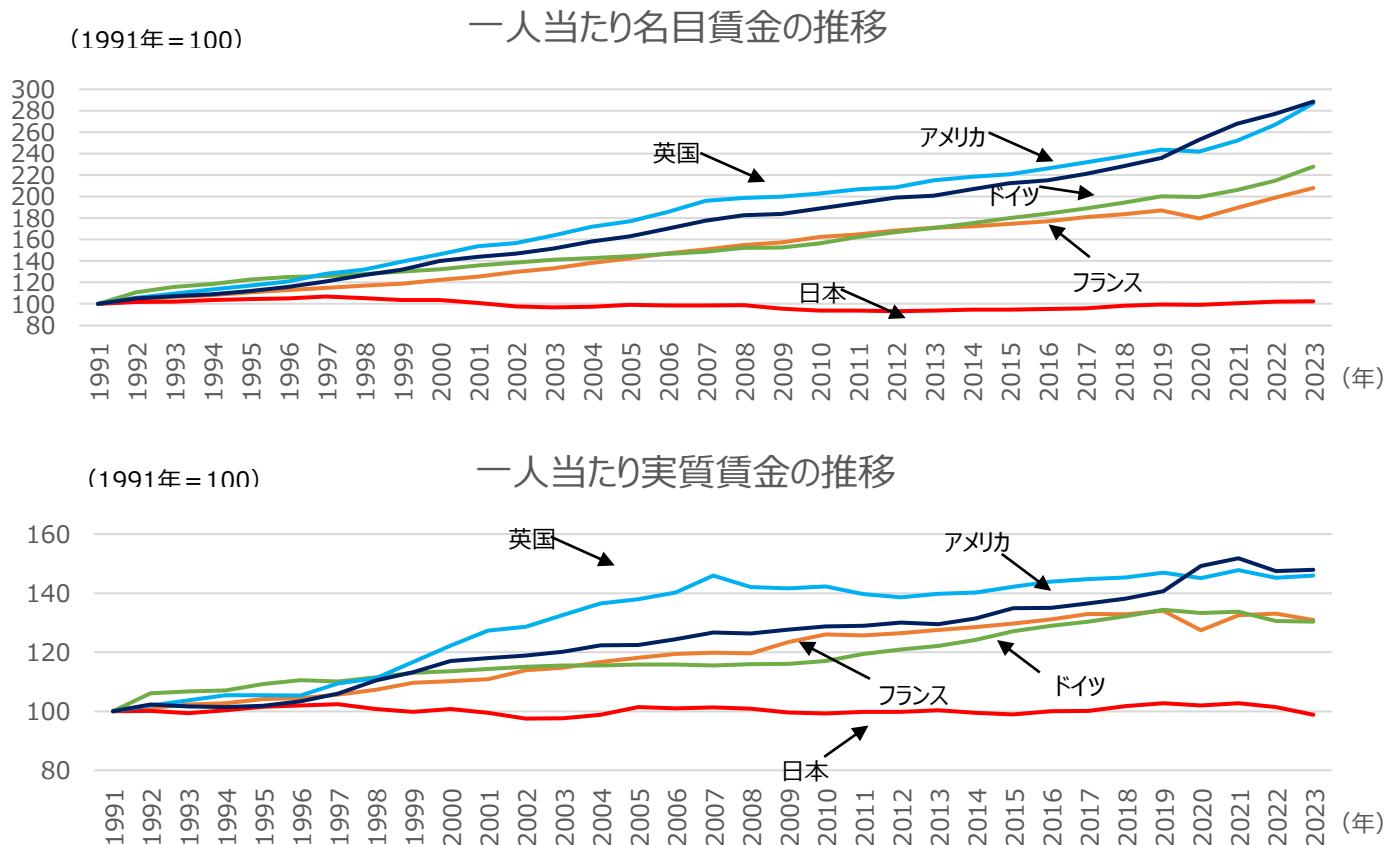
消費者物価上昇率、名目賃金上昇率、実質賃金上昇率の推移

- 1997年以前は名目賃金上昇率が物価上昇率を上回っていたが、以降は同程度もしくは下回っている傾向。
- 消費者物価上昇率は、2022年度以降増加傾向にあり、3%前後で推移。
- 名目賃金上昇率は、2021年以降おむねプラスで推移。実質賃金上昇率は、2022年度以降マイナスが続いたが、直近ではプラスになる月もあり。



一人当たり名目賃金・実質賃金の推移

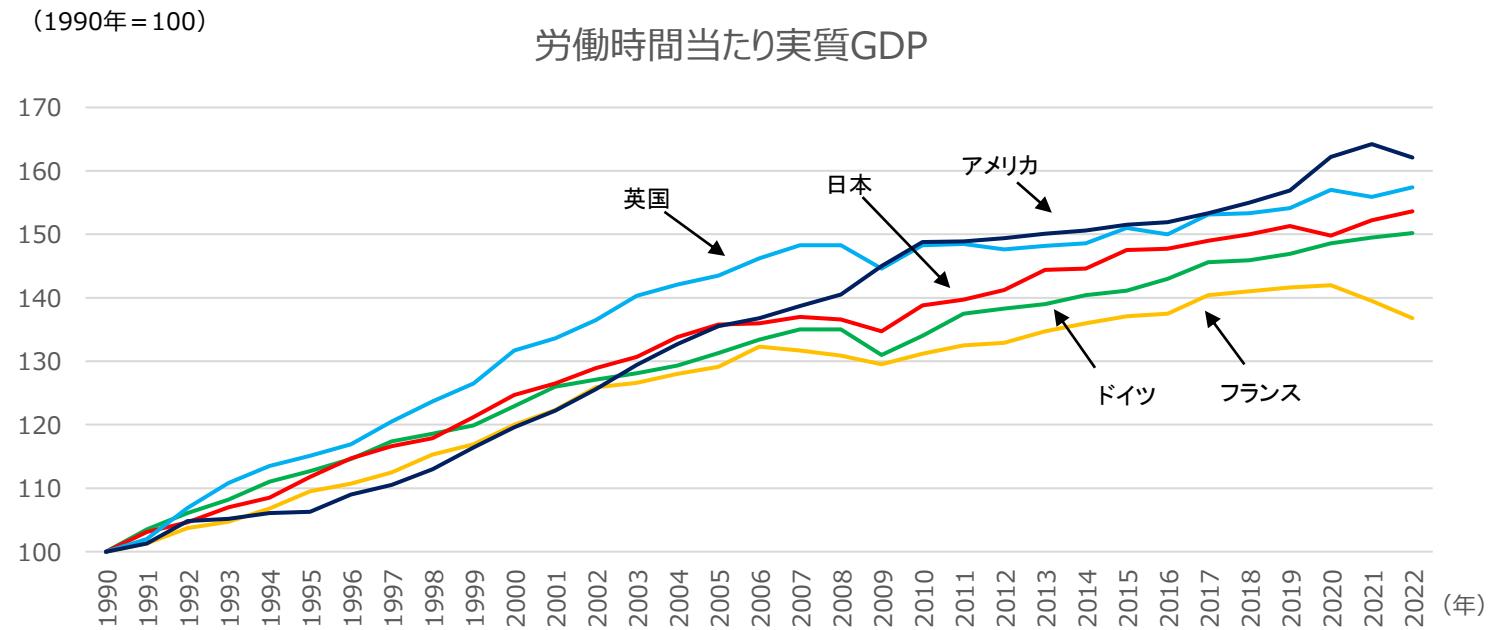
□ 過去30年間にわたり、我が国の人一人当たり賃金はおおむね横ばい。



(資料出所) OECD「Average annual wages」により作成。

労働時間当たり実質GDP

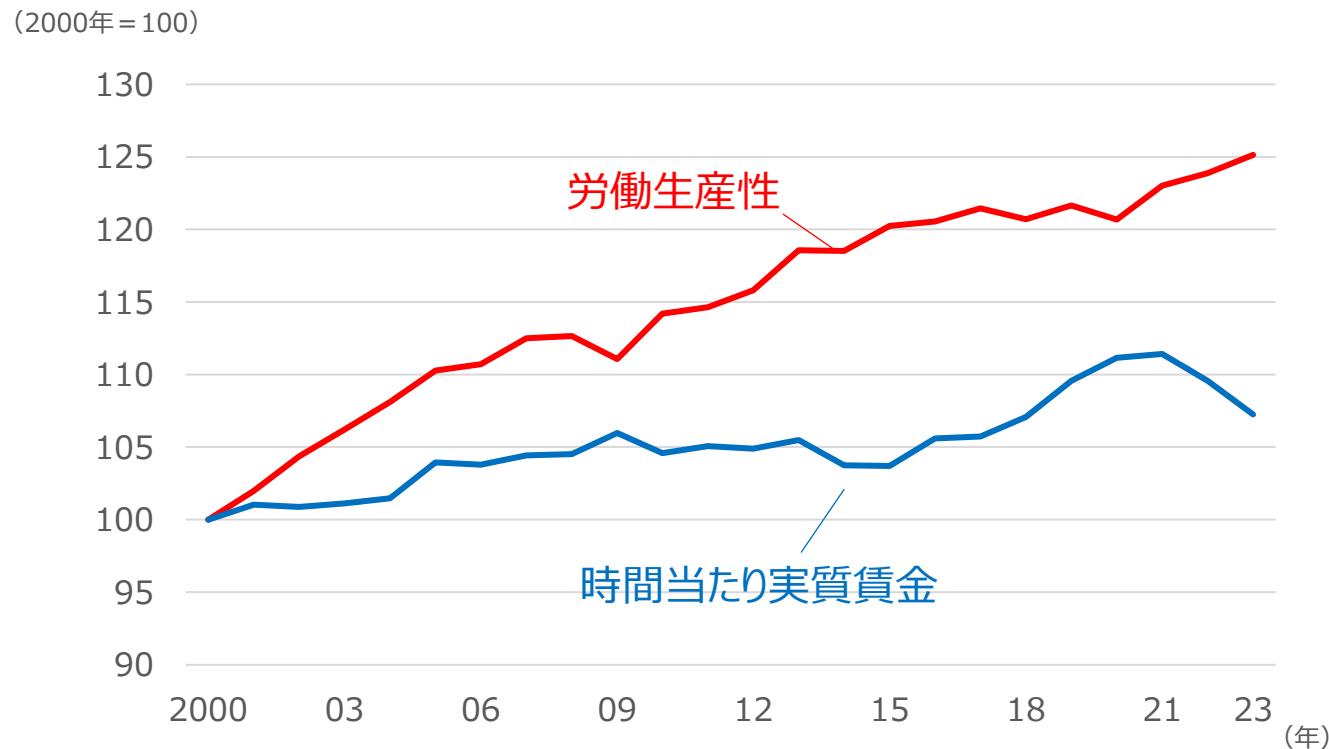
- 労働時間当たり実質GDPは主要先進国と遜色ない伸び。



(資料出所) OECD「GDP per hour worked」により作成。

実質労働生産性と時間当たり実質賃金の推移

- 時間当たり実質賃金は、労働生産性ほどは上昇していない。



(資料出所) 内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。

(注) 労働生産性、時間当たり実質賃金はいずれもマンアワーベース

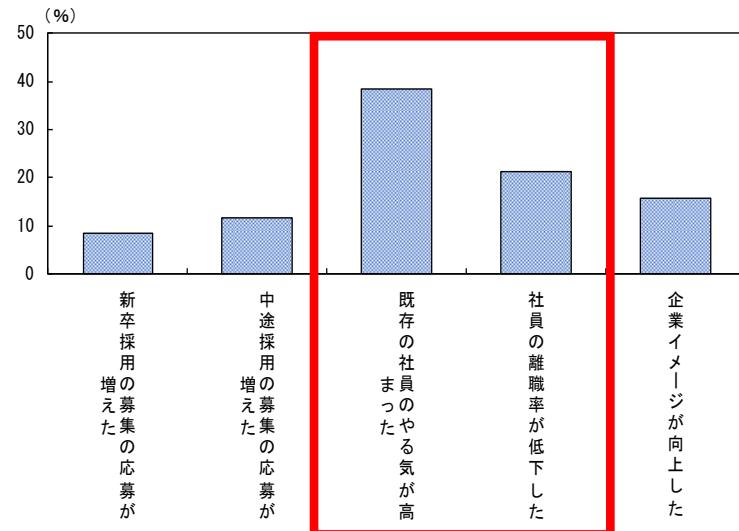
労働生産性は、国民経済計算の実質GDPを労働力調査の就業者数と毎月勤労統計統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの
時間当たり実質賃金は、国民経済計算の実質雇用者報酬を労働力調査の雇用者数と毎月勤労統計の労働時間数（5人以上事業所、常用労働者計）で除したものについて、2000年を100としたもの

賃上げの効果①（社員の離職率や採用に与える影響）

- 賃上げは、個別企業にとっては、既存の社員の離職率低下や、社員のやる気を向上させる効果が見られる。
- 企業の求人時に、高い求人賃金やボーナスあり等の条件を付けることは、求職者の応募を促す効果があり、人手不足下における人材確保にも資する可能性がある。

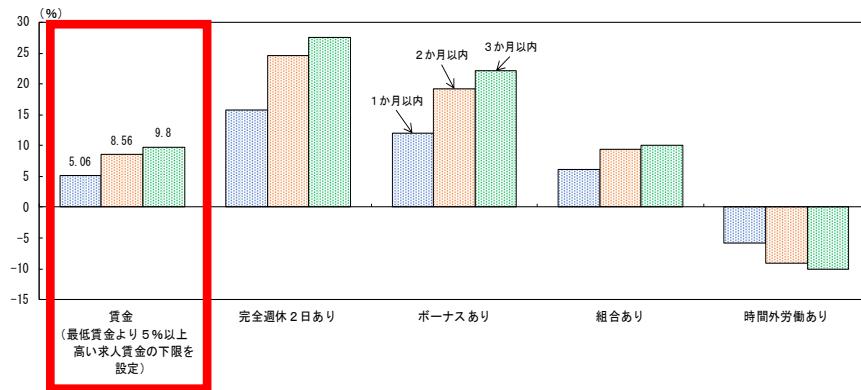
図表
01

賃上げで企業が実感する効果



図表
02

求人条件による被紹介企業への応募增加効果



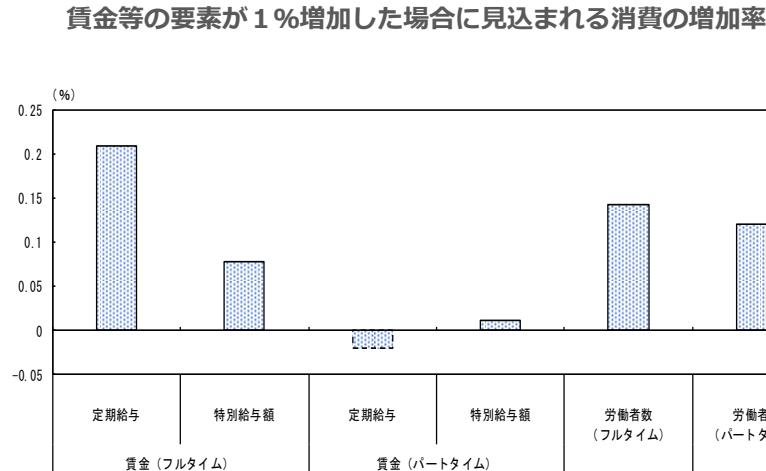
資料出所：（独）労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に係る調査」（2022年）

資料出所：令和5年度労働経済白書、厚生労働省行政記録情報（職業紹介）

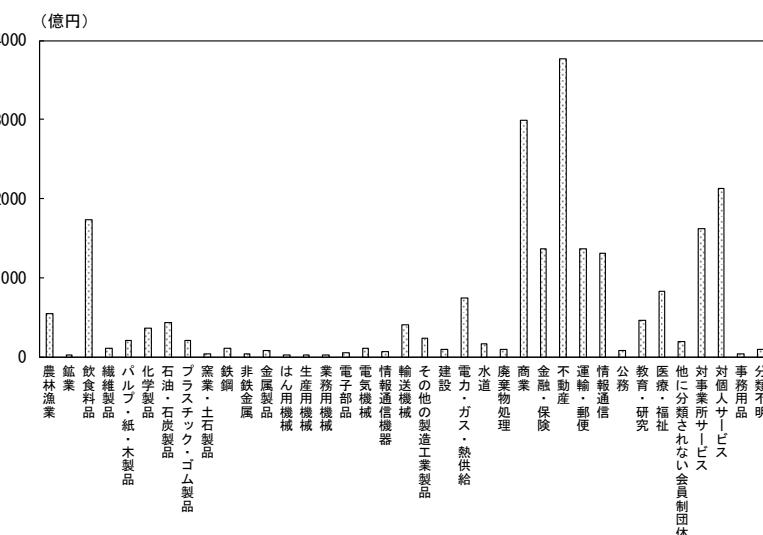
賃上げの効果②（消費や生産に与える影響）

- フルタイム労働者の定期・特別給与が1%増加すると、各々0.2%、0.1%消費を増加させる効果がある。
- 全労働者の賃金が1%増加すると、生産額が約2.2兆円増加すると見込まれる。

図表
03
消費への効果



図表
04
生産への効果



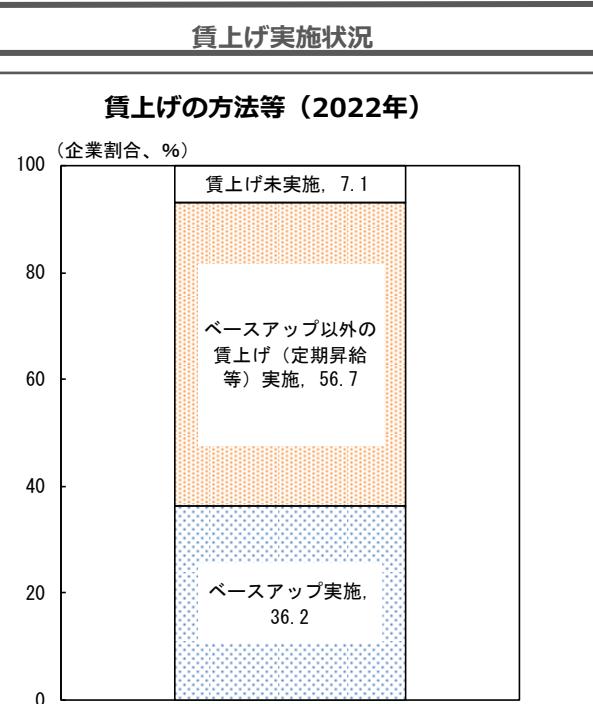
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、内閣府「県民経済計算（平成12年基準（1993SNA）、平成17年基準（1993SNA）、平成23年基準（2008SNA）、平成27年基準（2008SNA））」、総務省統計局「人口推計」、総務省統計局「国勢調査」、総務省統計局「労働力調査」

資料出所：総務省「産業連関表」「家計調査」、内閣府「国民経済計算」

賃上げの状況

- 2022年においては、9割超の企業で何らかの賃上げを実施（ただし、ベースアップ実施は約4割）。
- 全体として賃上げの動きは継続しているが、中小企業は大企業と比べると賃上げの動きが弱い。

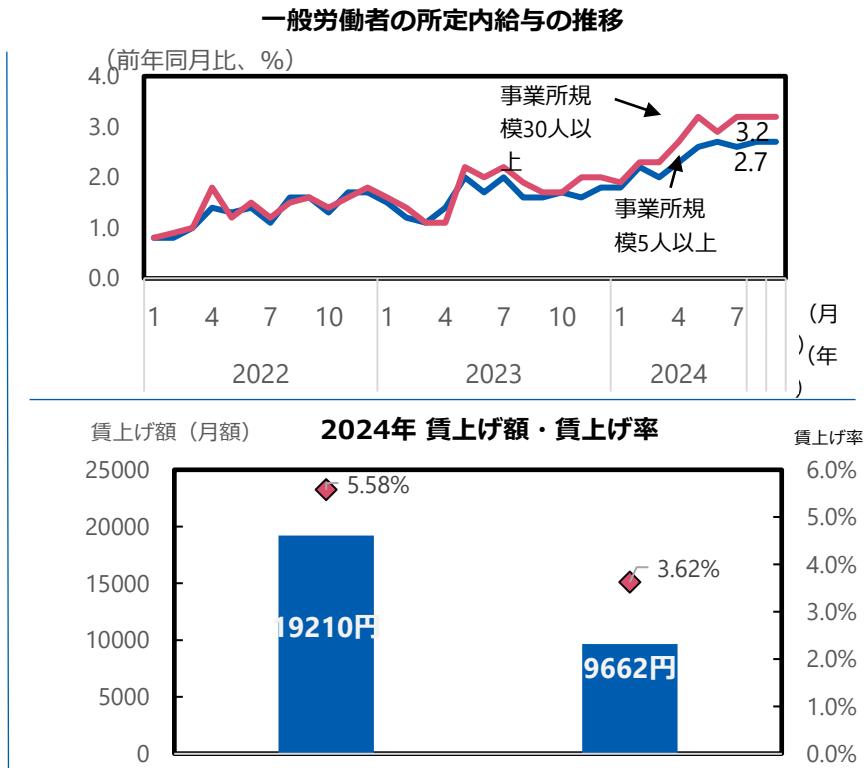
図表
05



資料出所：厚生労働省「令和5年版 労働経済白書」より引用。

(独)労働政策研究・研修機構「企業の賃金決定に関する調査」（2022年）の個票を厚生労働省政策統括官付政策統括室にて独自集計

(注)2022年に実施した賃上げについて企業に尋ね（「定期昇給」「ベースアップ」「賞与（一時金）の増額」「諸手当の改定」「新卒者の初任給の増額」「再雇用者の賃金の増額」「非正規雇用者・パート労働者の昇級」「その他」「いずれの賃上げも実施していない」から複数選択可。）、実施企業割合を集計。



資料出所：上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」。下図は日本経済団体連合会「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」、日本商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」。
回答社数は大企業（経団連調査）が135社、中小企業等（日商調査）が1,586社。

令和6年 賃金引上げ等の実態に関する調査（R6.10.28）

調査結果の概要

1 賃金の改定状況

（1）賃金の改定の実施状況別企業割合

「1人平均賃金(注)を引き上げた・引き上げる」企業割合 **91.2%** (前年89.1%)

（2）1人平均賃金の改定額（予定を含む。） 11,961円 (前年 9,437円)

改定率（予定を含む。） 4.1% (同 3.2%)

「労働組合あり」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **13,668円** (前年10,650円)

改定率（予定を含む。） **4.5%** (同 3.4%)

「労働組合なし」の1人平均賃金の改定額（予定を含む。） **10,170円** (前年 8,302円)

改定率（予定を含む。） **3.6%** (同 3.1%)

(注) 1人平均賃金とは、所定内賃金（諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない）の1か月1人当たりの平均額をいう。

2 定期昇給等の実施状況

（1）賃金の改定を実施した又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業における定期昇給の状況定期昇給を「行った・行う」企業割合 管理職 76.8% (前年71.8%) 一般職 83.4% (同 79.5%)

（2）定期昇給制度がある企業におけるベースアップの状況

ベースアップを「行った・行う」企業割合

管理職 47.0% (前年43.4%) 一般職 52.1% (同 49.5%)

中堅・中小企業の賃上げ支援策について

2025/01/15

九州経済産業局

持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化。
- このため、今般の補正予算においては、（1）地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、（2）地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、昨年を上回る規模で実施。

価格転嫁対策の更なる
徹底

- 下請法の改正の検討、執行強化
- 「価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等
- 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」



地域の賃金
水準の底上げ

生産性向上や省力化投資
等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充
(ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等)
- 中小企業省力化投資補助金（カタログ補助金）の継続・運用改善
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等



地域の賃金
水準の底上げ

「売上高100億企業」など、成長・拡大を目指す
企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金（仮称）の新設
(売上高100億企業の創出等を強力に後押し)
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充



地域の賃金
水準の引上げ

取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

1) 法律の厳正な執行

- ①下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。) ※改正を検討中
- ②下請振興法(望ましい取引のあり方（振興基準）を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。2024年11月1日施行。)

2) 実態把握・相談対応

- ①下請Gメン (R5:300名→R6:330名)によるヒアリング（年間約13,000件 内九州約1,000件）
- ②知財Gメンによるヒアリング
- ③全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応（年間約12,000件）
- ④全国47都道府県のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し相談体制を強化（2023年7月10日設置）

3) 業界への働きかけ

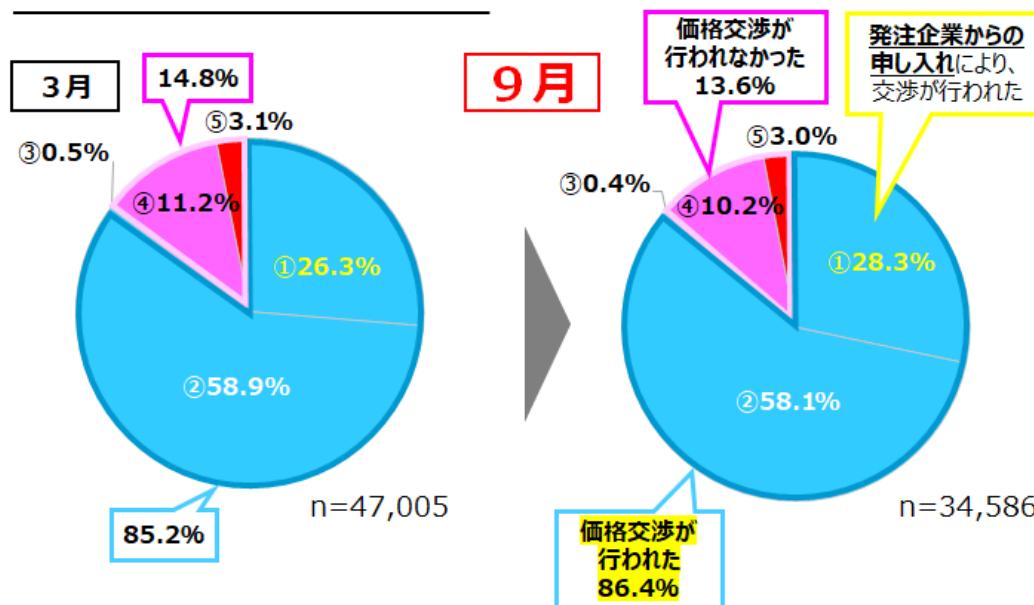
- ①業種別ガイドライン（20業種）自主行動計画（29業種・79団体）
- ②価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(57,000社超)

価格交渉・価格転嫁の状況

- 2024年9月調査では「価格交渉が行われた」中小企業等の割合は86.4%に増加（3月調査時から約1ポイント増）。
- さらに「一部でも転嫁できた」中小企業等の割合は79.9%に増加（3月調査時から約3ポイント増）。
- コスト全体の価格転嫁率は49.7%に増加（3月調査時から約3ポイント増）。

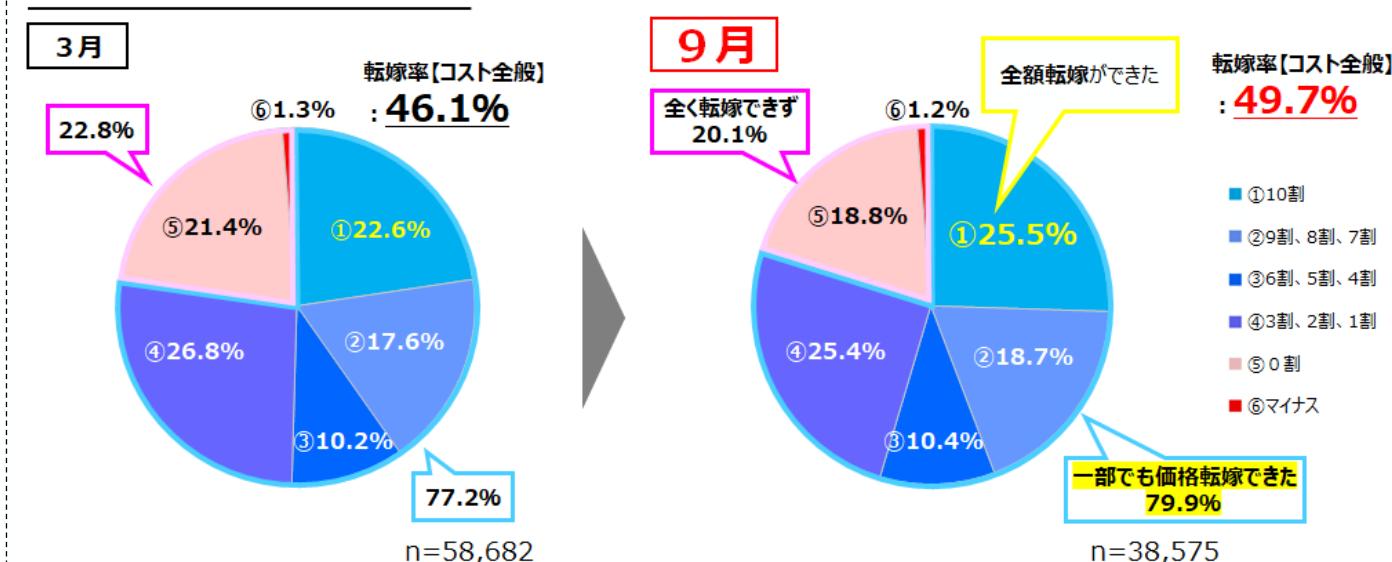
2024年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査

直近6か月間における価格交渉の状況



① 発注企業から、交渉の申し込みがあり、価格交渉が行われた。	④ 受注企業から、発注企業に交済を申し出、価格交渉が行われた。
② 受注企業から、発注企業に交済を申し出、価格交渉が行われた。	⑤ コストが上昇し、発注企業から申し込みがあったが、発注企業からの申し込みを辞退した。
③ コストが上昇し、発注企業から申し込みがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し込みを辞退した。	

直近6か月間における価格転嫁の状況



※「価格交渉は不要」「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布
※出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査結果

株式会社テクノクリエイティブの取引適正化事例

本社所在地：熊本市
事業内容：システムインテグレーション、
エンジニアリング、人材派遣業
従業員数：1,200人



<https://www.techno-creative.co.jp/>

主な取引上の課題

- 半導体関連企業等からのハードウェアの受注生産や人材派遣業を主体としたビジネスのため、コストに占める労務費の割合が比較的高く、労務費転嫁による賃上げ原資の確保が大きな課題。
- 加えて、賃上げ原資確保のための自社内及び人材派遣先における生産性向上も課題。



改善内容・結果

- 技術者の力量評価表を作成し、労務費単価の根拠を数値で示して価格交渉を実施。その結果、人材派遣業において労務費の転嫁を認めてもらうケースが増加。
- さらに、力量評価表の作成による技術者のモチベーションアップによって、自社内及び人材派遣先の生産性向上にも寄与。
- 人材派遣業における労務費の価格転嫁率增加と受注生産における生産性向上によって、技術者の賃金アップも実現。



生産性向上・成長投資に資する補助事業（令和6年度補正予算）

補助金名	制度概要	予算規模	主な変更点
中小企業省力化投資補助金	中小企業の省力化投資を支援し、付加価値や生産性の向上、賃上げを目指す。カタログ型で汎用製品を簡単に導入可能にし、一般型では個別ニーズに応じた設備やシステム構築を促進。	3,000億円 (基金)	オーダーメイド形式も対象とし、全方位型の省力化投資支援へ
中小企業新事業進出補助金	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。	1,500億円 規模 (基金)	新規事業への挑戦に向けた設備投資等（建物費・機械装置費・システム構築費等）を支援
大規模成長投資補助金	地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進。	1,400億円	継続
中小企業成長加速化補助金	売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や多様な経営課題への支援事業を新設し、意欲ある中小・小規模企業の飛躍的な成長を促進。	3,400億円	新設 売上高100億の実現に向けた設備投資（ 建物費 ・設備費・システム購入費）を支援
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助。		<ul style="list-style-type: none"> 補助率の最低賃金引き上げ特例（1/2→2/3） 従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に補助上限額を引き上げ
IT導入補助金	中小企業が制度変更に対応するため、生産性向上に資するITツール導入費用の一部を補助。		<ul style="list-style-type: none"> 補助率の最低賃金引き上げ特例（1/2→2/3） 一部の枠で補助上限見直し
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が自ら経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助。		制度の簡素化
事業承継・M&A補助金	M&A時の専門家活用費用や事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、設備廃棄費用等を補助。		<ul style="list-style-type: none"> PMI枠の創設 DD費用の支援拡充

參考資料

よろず支援拠点～価格転嫁サポート窓口～

- 中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大等の様々な経営課題に対して、地域の支援機関と連携しながら無料で相談を受けるワンストップ窓口として、平成26年より各都道府県に1カ所ずつ「よろず支援拠点」を設置。
- 令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、**価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援**を実施。

価格転嫁ができた理由（複数回答）



(出典) 株式会社帝国データバンク資料

(2023/2/9 特別企画：

価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に必要な情報の把握手法等について助言。

・実践的な提案

個々の企業の実態を踏まえた、具体的な製品毎の原価の算出方法等を提案。

＜価格転嫁サポート窓口のイメージ＞

価格転嫁サポート窓口
(よろず支援拠点)

②原価計算の支援

①経営相談
(価格交渉)

中小企業

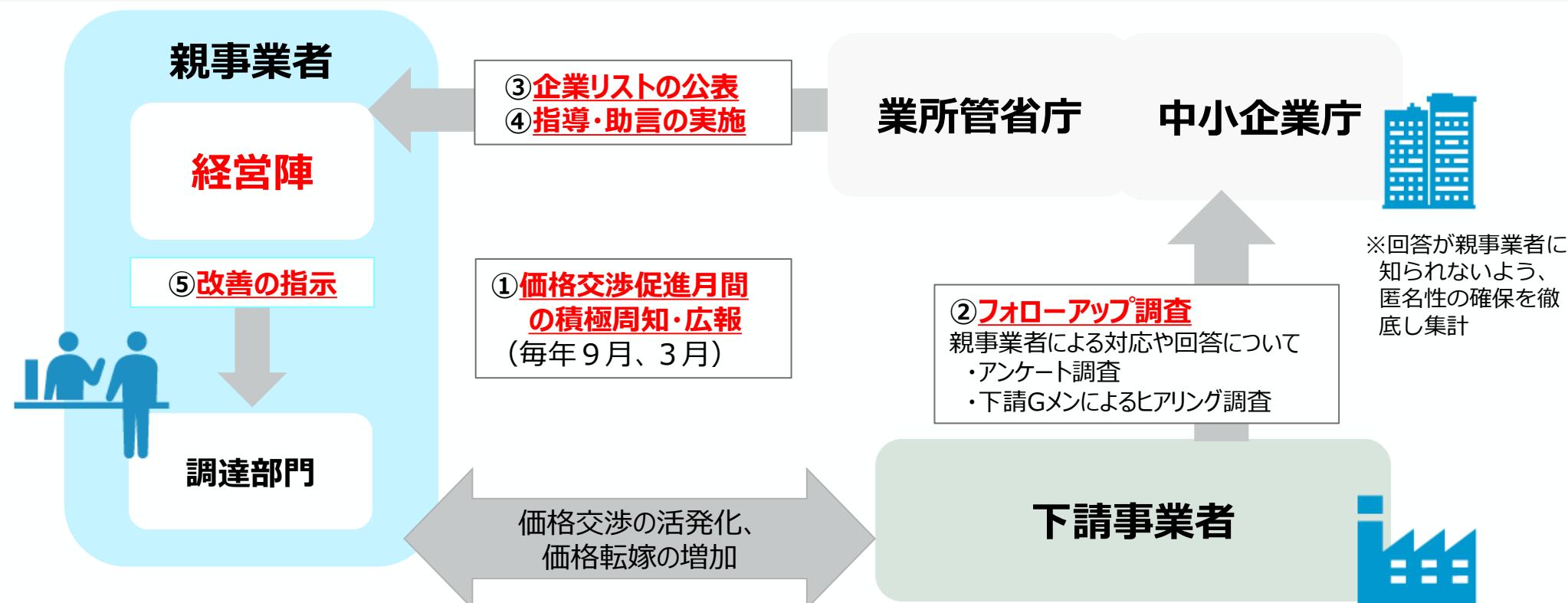
③原価を示した価格交渉

④コスト増加に応じた支払

取引先

「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
 - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査（30万社）」、②下請Gメンによるヒアリングを実施し、結果を取りまとめ。
 - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。
- 2021年9月に開始。今年9月には、7回目の「価格交渉促進月間」を実施。



2024年9月 價格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2024年9月で7回目。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁の実施状況について、中小企業に対して「①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング」を実施。必要に応じて大臣名での指導・助言等に繋げていく。

①アンケート調査

○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。
調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

2023年9月調査：36,102社（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

②下請Gメンによるヒアリング調査

○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

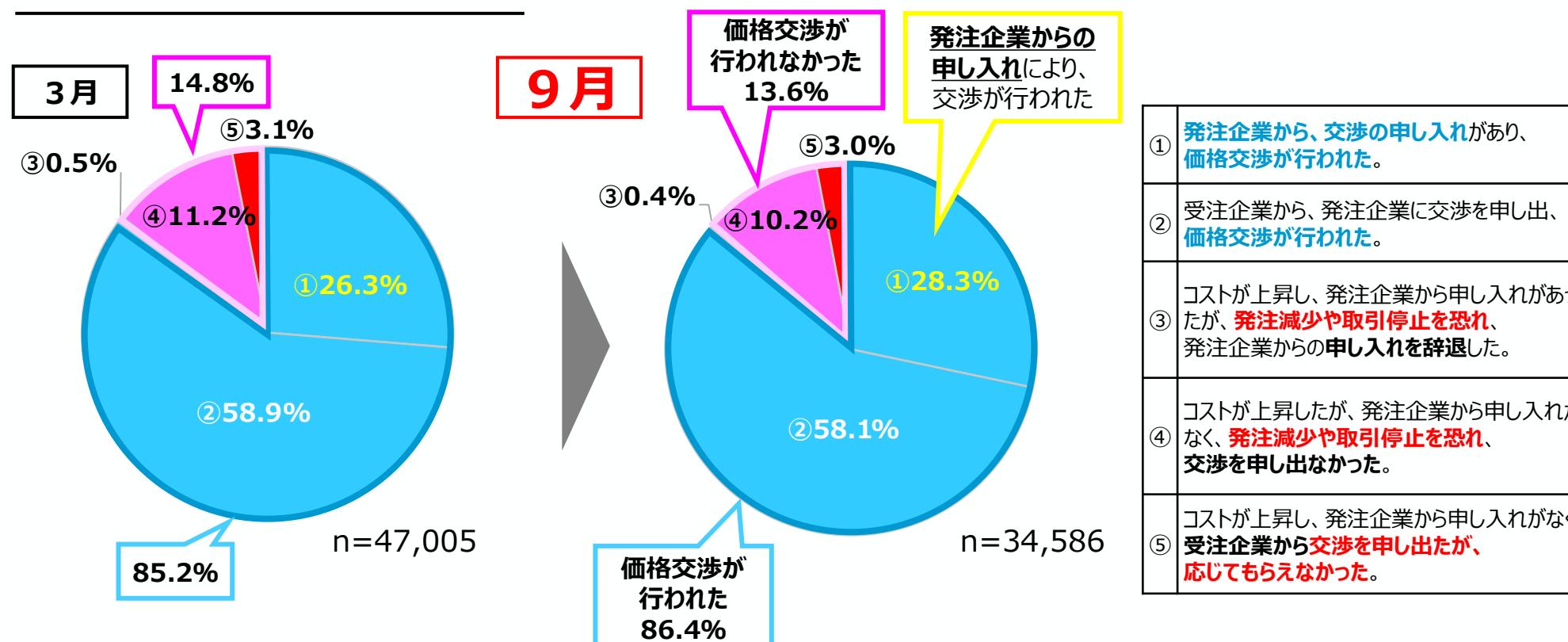
○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の28.3%。
- 「価格交渉が行われた」割合（①②）は、前回から約1ポイント増の86.4%。
- 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回14.8%→13.6%）。
 - 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1.5割。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要。

直近6か月間における価格交渉の状況

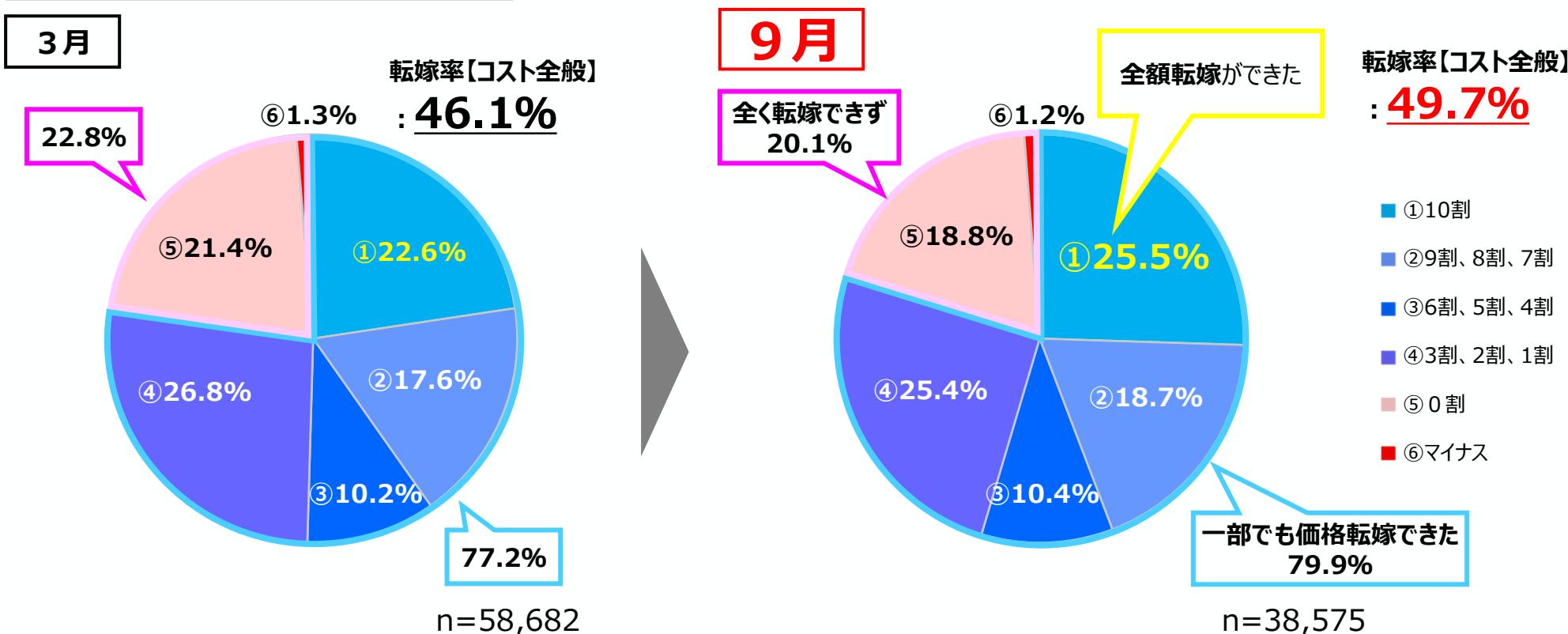


価格転嫁の状況【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
- 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況



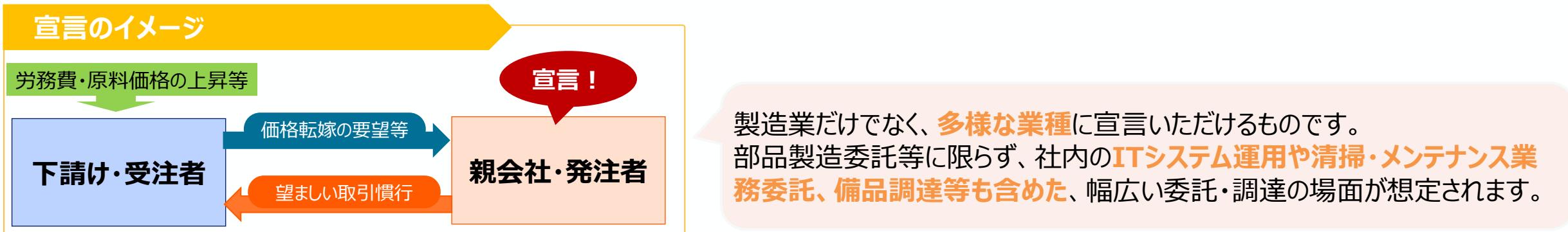
パートナーシップ構築宣言

「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

● 2024年12月17日現在、全国で57,728社、うち九州で4,981社が宣言（全国比：8.63%）

福岡1,989社、佐賀302社、長崎618社、**熊本464社**、大分569社、宮崎275社、鹿児島764社



	全国	九州	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	
企業数	3,375,255	348,468	10.32%	131,240	22,405	38,267	46,830	31,999	31,900	45,827
パートナーシップ構築宣言数（12/17時点）	57,728	4,981	8.63%	1,989	302	618	464	569	275	764
パートナーシップ構築宣言の比率 (%)	1.71%	1.43%	-	1.52%	1.35%	1.61%	0.99%	1.78%	0.86%	1.67%

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
- 全ての事業者に「パートナーシップ構築宣言」を広げるため、「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が全都道府県まで拡大。

〈パートナーシップ構築宣言の各地域での拡大の現状（2024年9月20日時点）〉

■ オレンジ色
・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
かつ
・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置

■ 緑色
・経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等
または
・宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置

■ 青色
・セミナー等による宣言の周知活動を実施



〈九州各県の主な取組〉

■ 福岡県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。さらに、参加団体を拡大し、宣言の一層の拡大と取り組みの適正化に向けた共同宣言を採択
- 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

■ 佐賀県・熊本県・大分県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。
- 宣言企業に対して補助金の加点措置

■ 長崎県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
- 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

■ 宮崎県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
- 宣言企業に対して補助金の上乗せ措置

■ 鹿児島県

- 宣言の登録促進に向けて、説明会での広報、県内企業へアンケート調査を実施
- 県・国・県内団体が参加し、円滑な価格転嫁の推進に向けた意見交換会を開催
- 宣言企業に対して補助金の加点措置

※パートナーシップ構築宣言HP

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。

改正後 【措置期間：3年間】

全企業 ※1	継続雇用者 ^{※4} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ^{※6}	教育 訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%					
	+ 4 %	15%					
	+ 5 %	20%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん o r プラチナえるばし	5 % 上乗せ	35%
	+ 7 %	25%					

改正前 【措置期間：2年間】

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+ 3 %	15%			
+ 4 %	25%			
—	—	+ 20%		
—	—		5 % 上乗せ	30%

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3 %	10%					
	+ 4 %	25%	+ 10%	5 % 上乗せ	プラチナくるみん o r えるばし三段階目以上	5 % 上乗せ	35%

中小企業 ※3	全雇用者 ^{※5} 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5 %	15%					
	+ 2.5 %	30%	+ 5%	10 % 上乗せ	くるみん o r えるばし二段階目以上	5 % 上乗せ	45%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能^{※8}。

※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当たる企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。

※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。

※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

中小企業省力化投資補助事業

3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。

これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、チームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ 注文型	5人以下 200万円 (300万円) 6~20人 500万円 (750万円) 21人以上 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例： 補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

導入支援イメージ

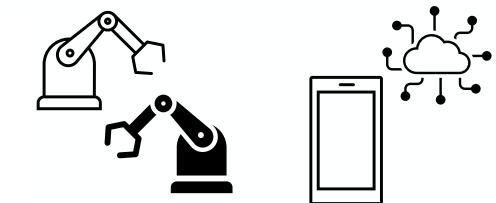
カタログ注文型

- ・自動券売機
- ・無人搬送車



一般型

- ・カスタマイズ機器
- ・ソフト+ハード



中小企業新事業進出促進事業 (中小企業省力化投資補助事業を再編) 1,500億円 (既存基金を活用)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容	補助上限、補助率等
<p>事業目的 人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。</p> <p>事業概要 企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。</p>	<p>補助上限 従業員数20人以下 2,500万円 (3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円 (5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円 (7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）</p> <p>補助率 1/2</p> <p>事業実施期間 交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）</p> <p>対象経費 建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費</p>
基本要件	事業スキーム
<p>基本要件</p> <ul style="list-style-type: none">・企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦 ※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること・付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加・1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、 又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加・事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等	<pre>graph LR; A[国] -- "補助(基金)" --> B[独立行政法人 中小企業基盤整備機構]; B -- "補助(1/2)" --> C[中小企業等]</pre> The diagram illustrates the funding flow for the program. It starts with the government (国) providing a grant (補助(基金)) to the Small Business Foundation for Infrastructure Construction (独立行政法人 中小企業基盤整備機構). This foundation then provides a grant (補助(1/2)) to small businesses (中小企業等).

中堅・中小企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

経済産業政策局 産業創造課、地域経済産業政策課

国庫債務負担行為含め新規公募分として総額3,000億円 ※令和6年度補正予算案額 1,400億円

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	成果目標
<p>事業目的</p> <p>地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。</p> <p>事業概要</p> <p>中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。</p> <p>①大規模成長投資補助金 人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。</p> <p>②地域企業経営人材確保支援事業給付金 着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を給付する。</p>	<pre>graph LR; 国[国] -- "補助(定額)" --> 民間企業等[民間企業等]; 民間企業等 -- "①補助(1/3以下)" --> 中堅中小企業[中堅・中小企業]; 民間企業等 -- "②給付金" --> 中堅中小企業;</pre> <p>①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円 ※投資下限額は10億円</p> <p>②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円 ※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円</p>	<p>①大規模成長投資補助金： 大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。</p> <p>②地域企業経営人材確保支援事業給付金： 当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。</p>

中小企業生産性革命推進事業

令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁

(1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室

(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

事業の内容

事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

(1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。

(2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

(4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。

(5) 事業承継・M & A 支援事業（事業承継・M & A 補助金）

事業承継・M&Aに際し、設備投資等や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援する。

(6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援

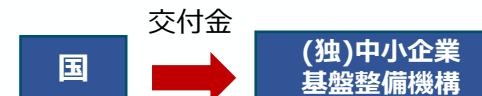
制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

中小企業成長加速化補助金の概要

- 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- 「売上高100億円を目指す宣言（※）」を行った中小企業における売上高100億の実現に向けた設備投資（1億円以上、建物費・機械装置等費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費）を補助。

※売上高100億円を目指す宣言：

中小企業が自ら「売上高100億円を超える企業になること」「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に公表をするもの

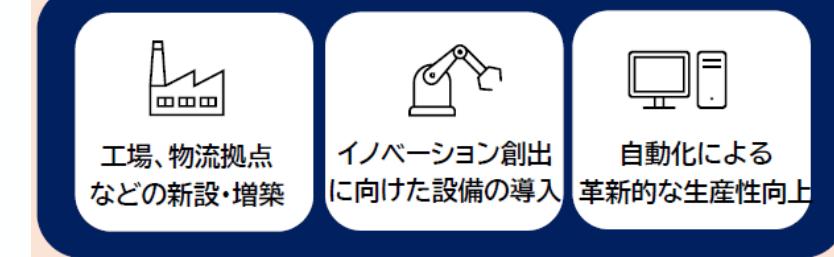
補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円（補助率1/2）
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、貸上げ要件など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

事業スキーム



活用イメージ



（出所）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、基本要件を見直し。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、最低賃金引上げ特例を創設。

予算額	令和6年度補正予算案「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																				
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① <u>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</u> ② <u>1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上</u> 又は<u>給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</u> ③ <u>事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</u> ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<u>一般事業主行動計画を公表</u>等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p> <p>※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</p>																				
補助対象経費	<p><共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>																				
支援内容	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>製品・サービス高付加価値化枠</th><th>グローバル枠</th></tr></thead><tbody><tr><td>概 要</td><td>革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援</td><td>海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援</td></tr><tr><td>補助上限額 (特例措置)</td><td>5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）</td><td>3,000万円（3,100万円～4,000万円）</td></tr><tr><td></td><td>大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。）） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準</td><td></td></tr><tr><td>補 助 率 (特例措置)</td><td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td><td>中小企業1/2、小規模2/3</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）） ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること</td></tr></tbody></table>				製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概 要	革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援	補助上限額 (特例措置)	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）		大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。）） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補 助 率 (特例措置)	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3		最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）） ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																			
概 要	革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援																			
補助上限額 (特例措置)	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）																			
	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乗せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。）） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																				
補 助 率 (特例措置)	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																			
	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）） ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																				

IT導入補助金の概要

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	セキュリティ 対策推進枠	インボイス枠 電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入	複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びその他のITツールを導入し、受注者が無料で利用	
補助上限	—	給与支給総額を年平均成長率+1.5%以上増加かつ事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上	—	—	
補助率	ITツールの業務領域が1~3まで： 5万円~150万円	ITツールの業務領域が4以上： 150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて 3,000万円まで	5万円~ 150万円	ITツール： ~350万円 PC・タブレット等： ~10万円 レジ・券売機等： ~20万円
対象経費	中小企業：1/2 ※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上いる場合：2/3	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 中小企業：2/3	小規模事業者：2/3 中小企業：1/2	~50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円~350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2
昨年からの主な変更点	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）
	最賃近傍事業者への補助率を引き上げ	—	補助上限額及び補助率を引き上げ	—	—

小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）の概要

小規模企業振興基本法に定める小規模企業振興基本計画において、重点施策として「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」や「需要開拓に向けた支援」が掲げられているところ。

当該施策方針に則り、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。

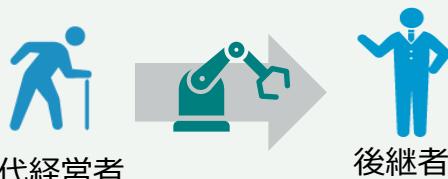
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠	創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市區町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2／3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3／4			定額、2／3	2／3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2／3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）		先に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関…人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者…旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費	
昨年からの主な変更点		枠から特例に移行。 要件などの変更はない。					

事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



先代経営者

5年内に予定している
親族内承継、従業員承継が対象

補助率 1/2or2/3
補助上限 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改修工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助

■売り手支援類型



譲り渡し

■買い手支援類型



譲り受け

M&Aが対象

■買い手支援類型

補助率 1/3・1/2or2/3
補助上限 600万円、2,000万円※
※100億企業支援要件を満たす場合

■売り手支援類型

補助率 1/2or2/3
補助上限 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（DDを実施する場合、DD費用として200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用
や設備投資を補助

■PMI専門家活用類型



譲り渡し

M&Aが対象



譲り受け

■事業統合投資類型



譲り渡し

M&Aが対象



譲り受け

■PMI専門家活用類型

補助率 1/2
補助上限 150万円

■事業統合投資類型

補助率 1/2or2/3
補助上限 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

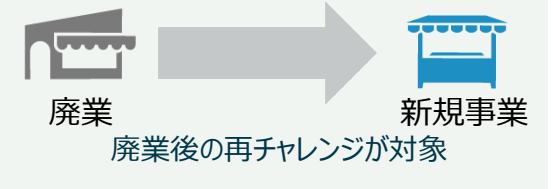
④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



廃業

事業譲渡に伴う廃業が対象



廃業

廃業後の再チャレンジが対象

補助率 1/2or2/3
補助上限 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費



適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和7年1月15日
公正取引委員会

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、令和4年度に「緊急調査」（令和4年度調査）を、令和5年度に「特別調査」（令和5年度調査）を実施。主な取組は次のとおり。
- ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。
 - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁交渉指針）を策定・公表。
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。



労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として
「令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（令和6年度調査）を実施。

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（9ページ参照）。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査（369件実施）

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかつた9,388名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付（8ページ参照）。

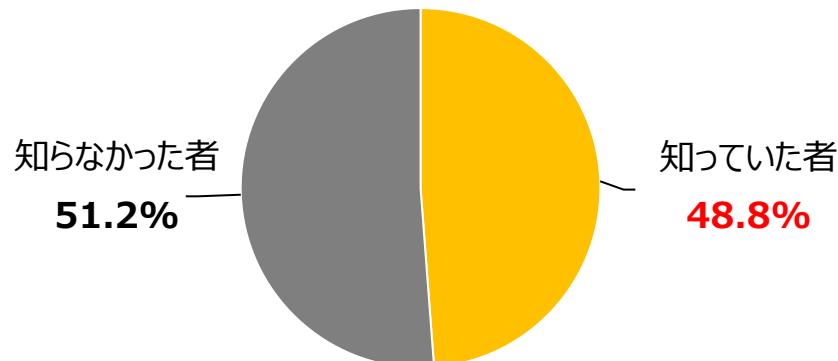
- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

- ▶ **労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**

《労務費転嫁交渉指針の認知度》(注1)



(注1) 発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

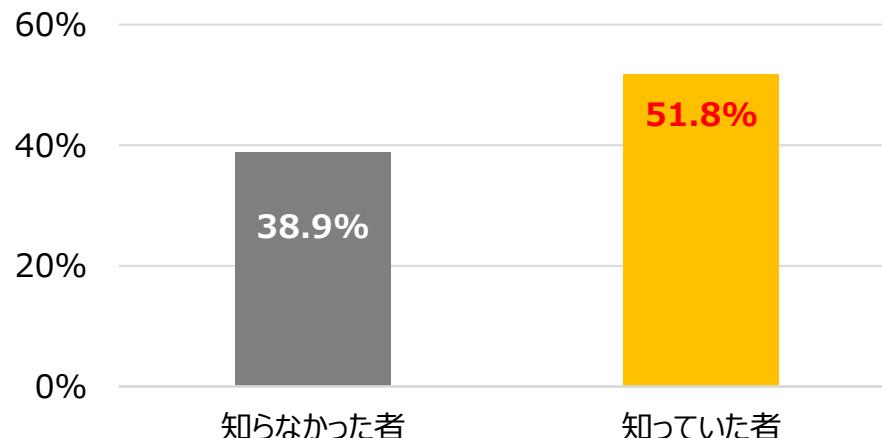
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別(注2)にみると、

上位5業種は、放送業(74.1%)、輸送用機械器具製造業(67.0%)、石油製品・石炭製品製造業(60.5%)、鉄鋼業(59.9%)及び情報通信機械器具製造業(59.6%)

下位5業種は、酪農業・養鶏業(農業)(27.5%)、自動車整備業(29.4%)、飲食料品小売業(30.2%)、印刷・同関連業(35.2%)及び家具・装備品製造業(36.1%)

(注2) 下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》(注3)



(注3) 受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」と「知らない者」別に算出したもの。

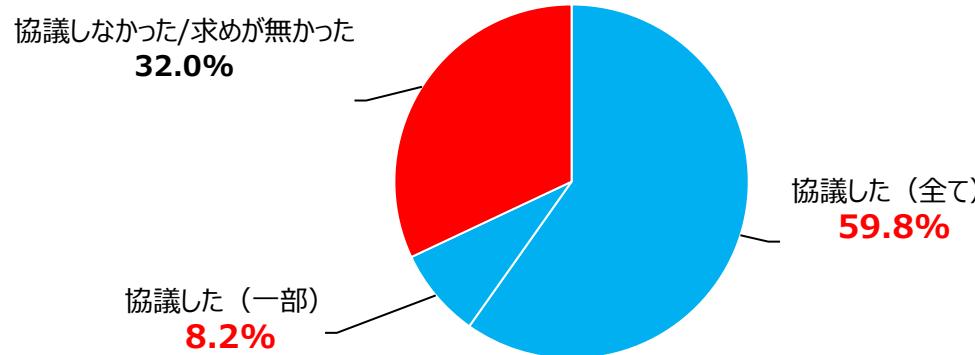
- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らない者の同割合より12.9ポイント高い。

- ✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らない者の同割合より高い。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》(注1)



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

(注1) 発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》(注2)

(受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合)

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》(注2)

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

(注2) この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書の送付

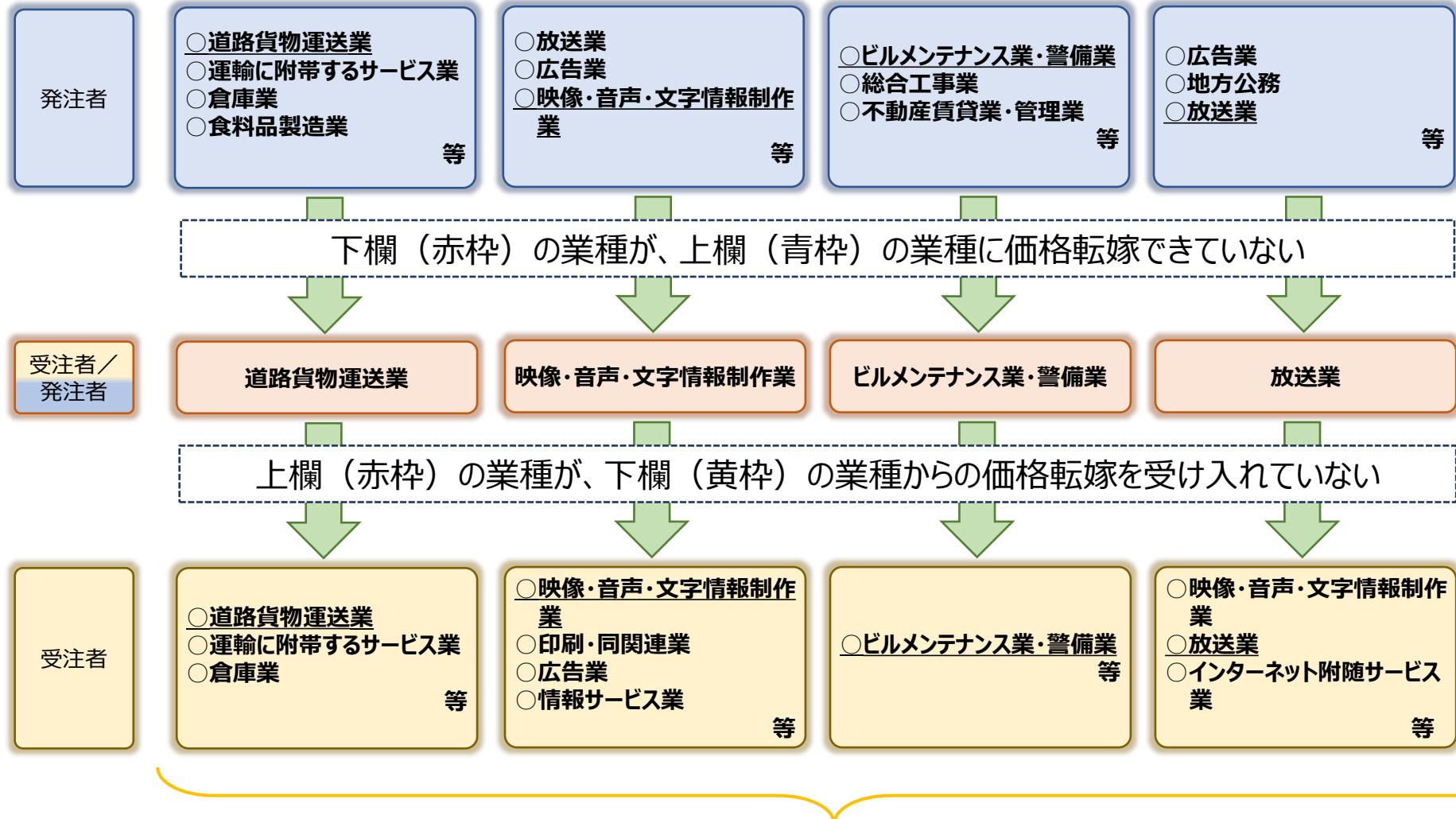
- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち、発注者としての行動及び発注者・受注者共通の行動のうち一つでも指針に沿った行動を採らなかった発注者9,388名に対し、労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書を送付。
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	件数	業種名	件数	業種名	件数
情報サービス業	728	飲食料品卸売業	248	飲食料品小売業	122
協同組合	482	窯業・土石製品製造業	235	非鉄金属製造業	121
総合工事業	434	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	231	不動産取引業	114
機械器具卸売業	420	運輸に附帯するサービス業	175	倉庫業	113
金属製品製造業	414	業務用機械器具製造業	165	各種商品小売業	103
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	390	電子部品・デバイス・電子回路製造業	165	各種商品卸売業	99
輸送用機械器具製造業	379	放送業	159	情報通信機械器具製造業	97
生産用機械器具製造業	372	映像・音声・文字情報制作業	158	自動車整備業	78
道路貨物運送業	346	パルプ・紙・紙加工品製造業	155	家具・装備品製造業	75
技術サービス業	344	鉄鋼業	155	石油製品・石炭製品製造業	75
電気機械器具製造業	335	印刷・同関連業	153	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	59
化学工業	317	不動産賃貸業・管理業	152	インターネット附随サービス業	55
はん用機械器具製造業	295	機械器具小売業	136	通信業	41
食料品製造業	286	広告業	128	酪農業・養鶏業（農業）	21
				その他の業種	258

注1 ■は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

注2 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

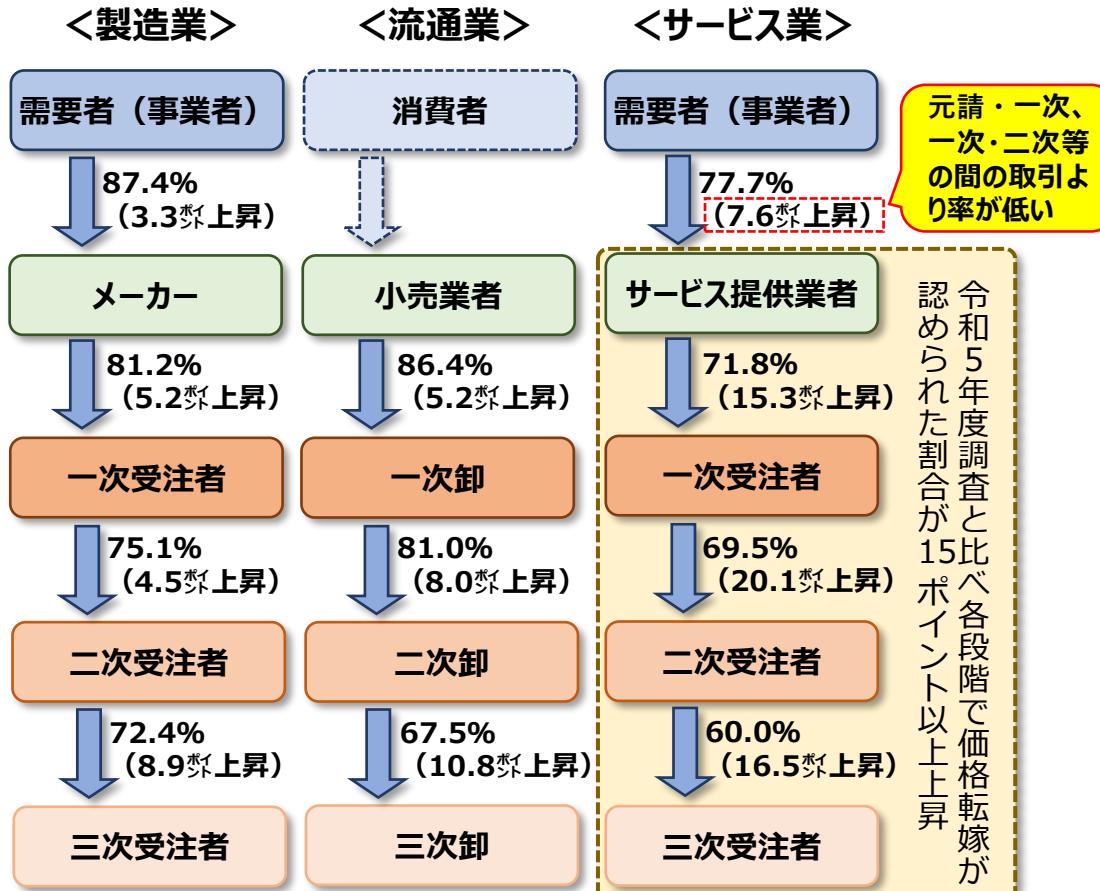
価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況

価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上について価格転嫁が認められた割合



改善された点

- 令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇。
- サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供業者（元請）から三次受注者までの各段階で15ポイント以上上昇し、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁が改善。

課題

- サービス提供業者（元請）と需要者（事業者）との関係では7.6ポイントの上昇にとどまる。



サービス提供業者（元請）や各段階の事業者が受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供業者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない可能性がある。

注 各段階の事業者が、受注者の立場で価格転嫁を要請した商品・サービスの数に対して、取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合について、7割以上（「全て」又は「多く（7割～9割程度）」）と回答した割合。

独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた**発注者6,510名**に対し、**独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付。**
- **通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年度調査21.2%→令和5年度調査14.7%→令和6年度調査13.3%と低下傾向。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	399	221	技術サービス業	92	36	倉庫業	55	5
協同組合	310	188	不動産賃貸業・管理業	90	76	広告業	49	39
総合工事業	179	81	運輸に附帯するサービス業	89	4	非鉄金属製造業	44	24
機械器具卸売業	177	111	はん用機械器具製造業	88	46	情報通信機械器具製造業	39	18
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	176	98	印刷・同関連業	85	38	各種商品卸売業	38	12
金属製品製造業	161	84	電子部品・デバイス・電子回路製造業	82	35	各種商品小売業	35	20
生産用機械器具製造業	159	96	映像・音声・文字情報制作業	80	62	インターネット附隨サービス業	35	0
化学工業	157	82	業務用機械器具製造業	75	30	不動産取引業	33	19
食料品製造業	156	80	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	72	65	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	32	27
電気機械器具製造業	150	54	機械器具小売業	71	65	通信業	30	0
窯業・土石製品製造業	137	38	鉄鋼業	65	27	家具・装備品製造業	26	8
飲食料品卸売業	135	78	飲食料品小売業	62	45	自動車整備業	25	17
道路貨物運送業	132	126	放送業	62	43	石油製品・石炭製品製造業	21	10
輸送用機械器具製造業	118	66	パルプ・紙・紙加工品製造業	60	30	酪農業・養鶏業（農業）	9	14
						その他の業種	63	139

注 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

事業者名公表10名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表10名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも価格転嫁円滑化の取組により全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消。

【事業者名公表10名の主な取組】

- ✓ 令和6年1月頃以降、経営トップの了承の下で価格転嫁円滑化の取組方針を策定又は改定して受注者に当該取組方針を周知し、順次、受注者に対し、価格転嫁の要望があれば協議に応じる旨を呼び掛けている。
- ✓ 令和5年度調査において問題につながるおそれのある事例がみられた、「スポット取引」であることを理由とした取引先受注者との関係については、見積りを依頼する際にコスト上昇分を見積価格に反映するよう呼び掛けたり、見積りの都度価格協議を実施したりしていた。
- ✓ 価格協議の結果、取引価格を据え置いたり、引き下げたりした事例はほとんどみられなかった。
- ✓ 事業者名公表10名のほとんどは、受注者との価格交渉の記録を受注者と共有していた。

【受注者から寄せられた声】

<事業者名公表10名による取組に関する声>

- 発注者から価格協議の場を設ける旨の連絡があり、価格協議が開始された
- 昨今の労務費上昇を反映させるために協議を申し入れ、春季労使交渉の妥結額等をエビデンスとして提出し、要望どおり転嫁が認められた
- 労務費や原材料価格高騰に伴うコストアップに対応するため、今年に入ってから価格協議を申し入れ、要望した金額で快諾された など

<問題を指摘する声>

- ✗ 価格協議の際に多数のエビデンスの提出を求められ、協議が引き延ばされる
- ✗ 価格協議の呼び掛けがあり労務費上昇を示す資料を提出して協議を行ったが、飽くまで現状維持との回答で取引価格が据え置かれている
- ✗ 原材料価格高騰のため転嫁を要請しているが回答はなく、代替案の提示もなく、サプライヤーがコスト増加分を負担せざるを得ない など



- 問題を指摘された事業者にあっては、経営トップから価格協議の担当部門までの事業者全体としての価格転嫁円滑化の取組方針の徹底や本社等による取組の進捗状況の把握・管理の実施（ガバナンスの改善）が求められる。
- 受注者のコスト上昇が明らかであるにもかかわらず、協議したことのみをもって合理的な理由なく取引価格を据え置くことは適切ではなく、受注者・発注者の双方がお互いに納得するまで協議することが望ましい。

令和6年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- 労務費転嫁交渉指針の認知度が約50%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 労務費の転嫁率は、サプライチェーンの段階が遡るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサプライチェーンにおいて、サービス提供業者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供業者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合の低下が緩やかになっており、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

今後の取組

【労務費転嫁交渉指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和6年度調査の結果、労務費転嫁交渉指針の認知度は約50%であったことなどを踏まえ、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表10名への対応】

- 注意喚起対象8,175名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁交渉指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和4年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者63名について、追加で立入調査を実施。また、令和6年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係6,510名及び労務費転嫁交渉指針関係9,388名）に対し、令和7年度に実施する価格転嫁円滑化に関する調査においてフォローアップ調査を実施。
- 事業者名公表10名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

【事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施】

- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針で、個別調査を実施中。

【労務費転嫁交渉指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和6年度調査において、労務費転嫁交渉指針を認知しているにもかかわらず同指針に沿った行動を探っていない発注者が相当数みられたことなどから、令和7年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

【適切な価格転嫁のサプライチェーン全体での定着（事業所管省庁との連携等による下請法執行強化）】

- 新たな商慣習としてサプライチェーン全体での適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における取引価格の据置きや荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行強化のための当該省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討して早期の国会提出を目指す。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

①出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向け
プッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は15件実施
(令和6年10月末現在)

②労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

③下請取引適正化推進月間



- ◆ 每年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

④労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）